

度的には高校を豫備門の舊時に復するか、又は之を廢止して根本的に學制を建て直すか外は無
いのである。而も大學の收容力擴張は財政の關係上容易に期待し得ず、又之を豫備門の舊制に
復したからとて入學志願者が何等減少する譯では無い。更に専門學校の志願者も年々激増の趨
勢を呈しつゝありて國家全局の上よりいへば、一部一方面的偏重を許さない。故に余輩は之を
國情及民情より大觀して高校を廢止し、之を單科大學又は専門學校に改造するを最上解決案と
信するのである。

しかし現時の學制から改革案實現に至る迄の過渡期に於ても、將た又現制維持主義の方針を
踏襲するにしても、直ちに改善を要とする事項は少くない。其の二三を擧ぐれば

一、現制の如く大學入學願書の提出を高校經由とし、一人一通一大學學部限りと爲すは蓋し
豫備門時代の官僚的遺習に過ぎず。豫備門時代には入學難なかりしが故に、それでも不可
なしとせんが、現制の如く競争試験を餘儀なくせらるゝ實情に在つては速かに撤廢するを
要す。

一、高校卒業生は何れの大學及何れの學部にも任意に二通乃至數通の願書を差出し得ること
とし、大學は其の志願者數を公表して受験者の参考と爲すべし。さすれば志願者は競争者

の多寡を知ると同時に自己の學力に反省して其の進路を選ぶに至り、今日の如く一方に偏
集して苛烈なる苦難に悩む弊害は緩和せらるべし。

一、各地帝大の入學試験期日を少くとも兩分し、毎年抽籤を以て其の前後を定め、高校卒業
者をして二回の受験機會を得せしむると共に、或大學又は或學部及學科への偏向を匡正す
べし。

一、大學入學試験は寧ろ實力本位の嚴選主義を採るを可とす。單に一外國語又は不親切なる
選抜試験を行ふが如きは、教授の勞を省くに便ならんも、志願者の實力を識別し能はずし
て僥倖に成功するの風を生じ、且つ多額の經費を投ずる國家の立場より見るも不合理な
り。(現在此の弊多し)

一、文學部、法學部、經濟學部及法文學部の如き設備簡單なる學部は更に速かに收容定員を
増加すべし。現に京都の法學部は昨年三五〇名の定員に對し五三六名の志願者全部を收容
し、本年も亦同一定員に對し五八二名の志願者全部を收容し何等不都合なきにあらずや。
各大學共其の可能なる限り此の種の方法を採らば、高校文科卒業者は殆ど漏れなく收容救
済し得べし。

一、大學入學難の大部分は既表の示す通り高校理科卒業者に在り。故に醫、工、理、農の各學部に對しては當局に於て財源の許す限り、豫算を増加し極力設備擴張を急務とす。(已むなくんば法文學系の經費を縮少しても、將た鐵骨混凝土の建築計畫をベラツクに換へても)我國の現在及將來は理科的知識の發達普及に依り國富國力の充實を期する外なきを以て、此の方面の擴張費は惜むべきにあらず。

極言するならば、高校卒業生の洪水的現象こそは、文字通りに我教育界の痛である。それは大學豫科にも専門學校にも非ざる現制高等學校が作り出したる禍に外ならない。現今學生の思想善導を高調し、社會科學研究に由る危險風潮を憂惧して已まざる人々が、既にいはゆる高等普通教育を受けたる若人の殘酷なる運命に想到せざるは余輩の最も遺憾に堪へざる所である。

第十二章 機會均等と特權整理

第一節 デモクラシーと教育

獨逸の新憲法は教育に關して嚴しき條章が規定されてゐるが、中に下の明文がある。

「公立(國立)學校制度は組織的に形成せらる(中略)兒童を特定の學校に入學せしむるや否やは専ら兒童の性質及傾向に依つて定むべく、其の兩親の經濟上及社會上の地位又は宗教上の信仰に依つて障ぐべからず」

我國の政治家及教育家は此の憲章を讀みて如何に感ぜらるゝであらうか。教育の根本義から言つたならば、それは極めて當然の事であり、國家及國民の正義心若くは善意の功利的觀念から見ても、教育の高低及種別は各個人の能力に適應するを妥當とし、社會的又は經濟的地位の上下に依る階級的差別主義の爲に、其の被教育權を左右さるべき理由は無い。併しながら事實に於ては富豪又は相當の資産を有する家庭の子女にあらずんば其の能力の如何に拘らず、容易に中等教育以上の教育を受け得べき機會と幸福とに恵まれざること何人にも疑ひなき我國の現状では無いか。果して然りとせば、我中等學校以上の教育機關は即ち取りも直さずブルジョ

ワの持ち物であり、中産階級以下の兄弟姉妹は不合理に教育の機會均等權を無視され、或は不本意に之を奪はれてゐると云はねばならない。是れ實に我が教育制度改造の急務を訴ふる一大要件では無いか。

勿論獨逸にも富者は少くしてプロレタリアが多い。然らば上記の憲章は單なる空文なりやといふに、決して然らず。獨逸の憲法には即ち又次の條章が加へられてある。曰く

資力乏しきものをして中等及高等の學校に入學せしむる爲に、國、聯邦及公共團體は公共の手段を施し、殊に中等及高等の學校の教育を受くるに適すと認むべき兒童の兩親に對し、其の教育を終るに至る迄學費を補助すべし

と。斯くして獨逸國民の被教育權は能力本位に依りて確保され、最も合理的なる機會均等主義が確立されてゐるのである。

それは單に獨逸のみでは無い。今日の露國も同様であり、米國も英國も同じ方針を異りたる手段に依つて實現すべく取扱はれてゐる。例へば米國では小學校は言ふ迄もなく補習學校も中學校も無月謝であり、大學やカレッジですら、公立のものには州民に對し無月謝の學校が少くない。又英國では以前から給費(Free-Places)制度が行はれ、政府より補助を受くる中學

校生徒の約三分の一迄が此のフリー・プレースに依つて修學しつゝありと報告せられてゐる。即ち其の形式制度には差異あれども、實際上に於て教育の機會均等と育英主義の趣旨とを徹底せしめんとしてゐる點は歐米一般の趨勢である。

更に進んで言ふならば歐米各國には何れも民衆大學、労働者大學等の機關があり、單に中等程度に止まらず、大人の教育機關も何等かの方法に於てそれ〴〵に設立されてゐる。ロンドンの労働大學、ケンブリッジのラスキン大學などは既に人口に膾炙する所であり、牛津、劍橋の如き貴族本位の大學ですら、いはゆるユニヴァーシティ・セツトルメントの創設者や共鳴者が續々輩出してゐるのである。

余輩は外國の事例を述べるのが目的では無い。此の種の事實は既に世界的大勢であり、それは即ちデモクラシーの表現であると共に、時代が要求する機會均等主義の實行に外ならぬといふことを、我國の政治家及教育家が理解してくれさへすればいゝのである。そして我國に於ても普通選舉法の實施時代に入り、國民大衆の智能が國家の根本要素であるといふ事實に開眼されさへしたならば、最早や余輩の言説を待たずして現時の教育制度を如何に改善し、若くは如何に運用せなければならぬかの問題は立ちどころに決定する筈である。語を換ふれば、教育

はブルジョワ限りの所有物でもなければ官僚主義の機關でも無い。勿論學校當局や、教授の私用品でも無く、國民全般の幸福と利益との爲に存在する機關であるといふことだにハッキリと認識されるれば、持ち古されたる傳統や、時代錯誤の制度が如何に在るべきかを直ちに判斷し得べしと信ずる。

第二節 學校の開放と活用

教育上に於ての機會均等主義は有産と無産とを問はず、總ての人民に對して平等に教育の途を失はしめざるに在る。それが獨逸の如く憲法的に條文づけらるゝか、英國の如き特殊の方法に由るかは、それ／＼の國情及民情に照らして考案せらるべきであるが、根本的原則としては希望あり能力ありて而も修學の機會なき國民に對し、適當なる進路を開くを得ば、先づ以て第一段の目的は遂げられる。

余輩が上來劃一主義の打破を必要とし、現行學制の改革を提唱せる立案の趣旨中には無論如上の精神が主なる基調となつてゐるのである。それ故に余輩は義務教育年限の延長を主張すると同時に、各種の中等學校を統合して之を平等に取扱ひ、且つ補習學校を完備せしめて有能の子弟に對し、何處からでも進出の場所を見出さしめんとするのである。其の大學又は専門學校に進まんとするも亦同様であつて、從來の如く形式的に正系傍系の區別し、成規の學校教育のみを萬能視し、杓子定規の法令に依つて有能の青少年男女を不遇の運命に釘づけるが如きは、デモクラシーの大勢を無視し、能力本位たるべき教育の原理を蔑如するものといはねばならぬ。

之と同時に余輩の看過し能はざるは、現時の官公立學校が餘りに贅澤且つ不經濟に使用されてゐることである。例へば大學、専門、高等及中學校等の何れを見ても、其の放課後に至れば空々閑々殆ど無人の空屋では無いか。之を有効に使用さへすれば假りに正規通りの學課を教授し能はざるにもせよ、好學の男女子弟に對して教育の機會均等に浴せしめ得る途は寧ろ容易に開かれるのである。現に私立各學校に在つては午前より夜間に至る迄本科以外に別科、豫備科、専門部其の他種々の名義の下に殆ど間斷なく校舎を活用してゐる所が少くない。然るに官公立に限りて何故に之を開放するが不可なりや。官費及公費より成るものは私營の機關よりも、一層一般人民の幸福と便利とを計るが至當であり、之に要する事務費、電燈料其の他の經費の如きは極めて些々たるものに過ぎない。又教員講師等も校舎の開放さへ許されるれば、自ら進んで

其の任に當る人が今日では決して乏しく無い。

歐米に於ける民衆主義の労働大學等は概ね上記の如き校舎の空間を利用し、而も之に依つて顯著なる成績を擧げてゐるのである。殊に我國の如く經濟力に乏しき國家に在つては、總ての學校をして朝より夜半まで、一時間の無駄もなく其の校舎及設備を利用するが當然であり、そして生徒の收容力を増加し、如何なる階級の人々にも苟くも學を修め教へを聞かんと欲するものに對しては、喜んで開放し自由に活用せしむべきである。

假りに學校卒業生の特權を全部的に廢棄しても、學校以外に教育を受くる機關なきに於ては、其の結果は矢張り同じ事になる。又或論者の主張するが如く社會一般に學歷を問ふ勿れといつても、それは單なる空言に過ぎずして、實際に採用する場合は矢張り形式的資格が何かの標準又は参考に供せられる。だから學校を開放し時間の許す限り之を利用して一人でも多く修學の機會を得せしめることを、當面に緊切なる積極的手段としての最上策である。

余輩は別に獎學制度の設置を希望し、又財源の許す限り總ての教育機關の普及と充實とを緊要とするものであるが、何よりも先づ全國各學校の開放を主張する。單に選舉演說場に貸し附ける計りが能では無い。教育の機會均等は現に眼前に在るものゝ活用に始まる。補習教育、成

人教育は勿論、公開講演も善く、各種の講習會も宜い。要するに總ての人間が一定の時間に一定の學課を一定の教員に依つて一律に授けられるのでなくば學校でも教育でも無きかの如く考ふるは驚き入つたる官僚思想であり、之を打ち破ることが急務である。斯くして能力あるものは職業にいそしみ、家事に勵みつゝも餘暇を以て修學の途に就く。我國の民衆教育、労働大學は宜しくこゝに端緒を開かるべきである。

第三節 特權整理の觀點

教育の機會均等主義は、必然に學校卒業生限りに與へられつゝある特權の整理を要求する。若し現状の如く一にも二にも中學出身を標準とし、更に大學又は専門出に特權を與へ、劃一的制度の下に劃一的教育を受け、劃一的年限、劃一的學科課程を経るにあらざる限り如何なる英才と雖も何等昇進の資格を認められずとせば、如何なる機會均等主義も結局無意義に歸するから。

英才は例へばエヂソンやベルの如く昔から正規の學校や教程を履まぬものに却つて多いと言はるゝ程である。故に國家は常に有能者の進出を促すべき機會を與へねばならぬと同時に、單

に學校の卒業者たるが故に、特殊の優越權を承認されるといふが如き制度は成るだけ之を縮少局限しなければならぬ。然らざれば隠れたる英才は進出の途を塞がれ、不運なる宿命に泣き明さねばならない。現に我教育界の全面に互りて師範出とか、赤門閥とか、若溪派など、呼ばるるものゝ爲に、屢々各種の情弊を耳にするは其の一例では無いか。

學校卒業者の特權は隨分多方面に互つて居るが、其の主なるは

- (一) 中學及甲種實業學校以上の卒業者に對する兵役年限短縮、判任官資格、上級學校連絡
 - (二) 師範卒業生の兵役短縮、判任資格、上級學校連絡、教員資格
 - (三) 大學、專門學校卒業生に對する高檢豫備試驗免除、中等教員無試驗檢定
 - (四) 大學及專門學校卒業に依りて與へらるゝ醫師、藥劑師、技師、會計士等々の免狀
- 廣き意味に於ては陸海軍將校や、神職僧侶等も其の一種と見られるが、之は暫く別問題とし、上記各種特權中其の最大最多なるは無論師範出の小學教員であり、次では各大學、高師及專門學校出の中等教員であらう。故に特權整理の對象は主として此の方面に横はつて居るが、之に對し私案の如く師範學校を撤廢して新たに教員訓練所を設置し、其の志願者に對して學歷に拘泥せず、公正なる選抜試験を行へば從來の特權は自然に消滅する。

勿論他の如何なる場合に於ても、凡そ國家に必要な公認資格は總て機會均等主義に依るが至當であり、そして之を一般に推し擴めて學校萬能病を根治する。社會的習性の改善は此處に端緒を開かねばならぬ。唯其の手續に於て過度に煩瑣なる場合は、例へば高檢、專檢、高等豫備試験の如き方法を簡便化するが宜い。(但し試験は總て綜合點制を採り一二科目の不出來の爲に全部を不合格とするは非なり。こは學期試験や、進級試験の場合にも適用改正せらるべき原則である。人間は神の如き全能者でないのだから)

次に醫師、藥劑師、技師、海員等の技術的方面にあつては單なる學科試験に止め能はざるが故に、豫め特權整理後の方法を準備して置く必要がある。例へば現行醫師試験の如く僅々數名の場合には兎もあれ、若し今後政府の手に於て毎年學校卒業生全部約二千人内外もの檢定試験を行ふとせば、先づ國營の一大病院を設け、受験生全員に對して内科、外科、皮膚科、耳鼻科等各科の實地試験を公平に行ふに足る設備及入院患者の承諾を得なければならぬ。——之を各地の大學及病院に委託するときは畢竟現在と同様の結果となるから——尙近年設備及成績等の不良なる私立學校が黨派的關係其の他の情實に依り、種々の弊害を醸しつゝありと聞く。是等に對しては政府に於て速かに相當の調査と制裁を怠つてはならない。

或は學士の肩書を一種の特權と看做すものあれど、それは單なる形式論に過ぎずして、最早や問題では無い。要するに今日は試験の時代である。之を好むにせよ、好まざるにせよ、事實は何うともならない。既に試験の時代である限り、余輩は總ての試験に對し學歷のみを條件とせず、一般に機會均等を與へ、試験に依つて公認資格を與ふるが當然と考へる。試験は専ら實力の戦ひであり、従つて地位財産及學校の經歷等に依つて差別づけらるべきもので無いと言ふ點に普遍的妥當性を認められる。

第十三章 視學制度と教科書

第一節 内務行政と教育との混線

余輩は我國の視學制度が、根本的に誤られてはゐないかと思ふ。一層適切にいふならば、教育家に對する歴代政府の考へ方が、其の出發點からして、頭の中に混線してゐるのではないかと思ふのである。

教育家は元來政治家でも事務家でも無い。教育事業と行政事務とは似ても似つかぬ別種の性質を有する。然るに此の兩者が無批判的に交錯して、教育は單なる行政の附屬物の如くなり、其の結果として我國の視學制度は屬吏の事務の如く間違へられてしまつた。そして視學といへば恰も教育巡查、教育探偵の如く看做され、本來の任務とは全く異つた方角に持ち運ばれてゐるとしか受け取り難き状態に置かれてゐる。

それは文部省がたとへ内閣の一省であるにせよ、地方に在つては内務行政の範圍に隸屬してゐる事實に大なる原因を有する。是れ余輩が既に本論の初めに於て指摘した所である。

我國の視學制度も最初は普通の行政區域とは別に全國を八大學區に分ち、其の大學區に於て

それ／＼督學を配置されたものであつた。故に此の場合に於ては地方官と督學とは、全然別個の機關であり、教育は行政に獨立してゐたといひ得る。

然るに其の後明治十年に至つて督學局は廢止され、學事視察の事務は書記官の管掌に移つた。之がそも／＼教育と行政とを混線せしむるに至らしめた起源であると同時に、視學の任務が俗吏化した端緒とも想像される。爾來此の制度に幾多の變遷はあつたが、地方の視學事務は常に輕視せられて或時は屬官が其の課長となり、或時は理事官が兼任し、其の學務の首腦からしてが、内務及警察兩部長の下位に置かれた。そして其の學務部長が又純然たる行政官であり、やつと學校を出て官界に泳ぎ出したばかりの年少高等官であり、如何なる意味に於ても決して教育家と稱せらるべき有資格者では無い。それ故に五六十の老先生達が何等教育に經驗なき青年才に監督され、恰も自己の教へ子から訓示を受けるといふ奇觀を呈するのみならず、本來學務部長の地位は行政官としての一階梯に過ぎざる制度となつて居る爲、彼等の全部は一日も早く警察部長などに昇進せんことを欲し、殆ど教育に關心せず。随つて實際の事務は輩下の課長まかせになる。然るに其の課長が又情弊の淵となつて居る。一昨年から中等學校長又は中等教員の經驗あるものを府縣學務課長たらしむる途を開いたが、其の地位も資格も尙低くして依然知

事以下部長等に壓せられてゐる。

斯くの如き制度風習は果して何を物語るものであらうか。それは即ち教育が行政に隸従し、學事に理解なき屬僚の手に依り、教育を運用されてゐるといふ事實を證據立つるものである。同時に又それは我國の教育が法規一點張りとなり、視學は即ち法規の字引であり番人であるといふ事實を裏書するに過ぎない。いはゆる劃一主義、形式主義、官僚主義、杓子定規主義の制度は斯くして我國の教育界を支配し、牢固拔くべからざる禍根を植ゑ付けたのである。

此の素因及誘因を尋ねれば、何としても法科萬能主義の病弊を見通すことは出来ない。それでも昔の文部省には特別任用に由る教育の専門家が絶無では無く、又文科出の人材も見受けられた。例へば故外山正一氏や、故澤柳政太郎氏の如き人々が大臣次官局長等の椅子を占めた時代もあつたが、其の後高等文官試験をパスせるものにあらざる限り、官界に幅が利かぬといふ關係から、中央と地方とを問はず、お役人といへば皆法科出身と定まり、技術家以外には法律屋、規則屋を以て政府の要路を埋めてしまつた。文部省も其の例には漏れず、今の岡田良平氏が文科より出で、局長次官を経遂に大臣になつた位が異數と見らるゝ程である。

法科萬能主義に由る我國の教育が、斯くして規則づくめとなり、活きたる人間を見ず、自由

なる制度の運用を拒否して学校の管理から、經營から、設備から、學科課程から、教授要目から、あらゆる事項に水も漏らさぬ規則を作り、そして全國の學校に對し其の一點一劃をも崩すべからずとする劃一主義の強制者となり、爪揚枝にて重箱を探るが如き警察的監督主義に流るに至つたことは、寧ろ已むを得ざる成行かも知れない。だから吾々は此の種の文政に由る視學制度が根本的に誤られて居りはせぬかと疑ふのである。

第二節 視學の任務と改善案

過去三十年間、米國の教育史上最も顯著なる發展と功績とを示したるものは視學制度であるとは世界一般に知らるゝ事實である。米國の視學は學校の管理や、教員の任免に關して非常なる權力を與へられて居るが、しかし彼等は決して法律的監督權を振り廻さず、他の缺點を見出すことよりは、寧ろ學校當事者に對して親切なる指導者助言者となつて、教育の效果能率を向上せしむることに主力を注いだ。それが即ち今日の米國の教育界に立派な功績を擧げ得た所以である。

然るに我國の視學制度は前述の如く第一義の教育を以て第二義の法規と取換へられたのであ

る。故に校長にせよ、教員にせよ、法規の活字引たる督學及視學の監督眼に怖れを爲し、只管形式外觀の整頓に意を傾け、自然に法規の奴隸となつてしまふ。別言せば教育家にあらずして事務家となり、何時とはなしに俗吏氣質に陥らざるを得ぬのである。現時の各學校長は豫算其他の關係に引き廻されて單なる俗務の代表者となり、或は延いて卑屈なる使用人と化しつゝあるが上に、更に法規第一主義の監督に惱まされねばならぬのである。因循、退嬰、保守、沈鬱たらざるを得ぬ所以では無いか。

それ故に余輩は暫く文政の獨立、學區制の確立を別問題としても、視學制度の根本的建て直しを要望せずには居られない。其の第一は視學の任務を内務行政より獨立せしめ、之を教育専門家の手に移すことである。書記官、理事官、課長などいふものとは全然之を別にし視學は視學としての特殊任務を執る所の特殊機關たらしめる。其の第二は各學校長の指導者、助言者兼顧問たることを本質的任務とし、いはゆる監督の意義を極めて善意的に解釋し適用することである。第三には督學は勿論視學の地位資格を高めて單に普通教育方面に止まらず、大學及専門學校等にも其の任務を擴げる。随つて第四の要件としては視學及督學は之を特別任用とし、中央は勿論各府縣に於ても普通の行政官とは異なる地位に置き且つ其の人員を増加する。余輩は

此の場合、大學及専門學校教授中其の適當なる人物を選びて之を視學に囑託し、それらの學校を巡視指導せしむるも一策と信ずる。

余輩の教育制度改革案が若し幸に實行さるゝとせば、小學にせよ、中等學校にせよ、將た又補習學校にせよ、皆各々に特色ある構成を許される。故に從來の如き劃一主義の法規に準據する劃一的視學にては、到底其の任に堪へ難きことを豫想せねばならぬ。それで余輩は過渡時代の便宜手段として、前述の如き囑託制度も已むを得ずと思ふ。

斯くいへばとて余輩は全然法令規則の運用如何を無條件に放任して可なりといふのでは無い。それは即ち一種の事務行爲なるが故に、余輩は即ち視學を兩分して一は學務視學、他は事務視學と爲し、學務視學は上述の指導役を擔當し、事務視學は法規の運用如何を巡視することと爲すも可なりである。但し事務視學は學務視學の承認なくして學校の設備、教員の移動、其の他の事項に付き獨斷專行を許さず。殊に學課、學則、教授法等に關しては専ら學務視學の權限に屬し事務視學の管掌以外に置かねばならぬ。然らざれば又再び現在同様の弊害を生じ劃一主義の教育に逆戻りすること必然なるが故に。

吾々は事の學務(教務)に關する限り、法令は單に大綱を定むるに止め、學科課程の組織構成

は校長及教職員幹部の合議に依り、地方それらの要求に適應すべく施設せしめんことを提唱する。故に行政當局の監督即ち事務視學の職掌は當然學務の範圍外であらねばならぬ。併しながら從來閑却される事務にして、而も非常に重要な各學校の經理會計の監督である。官公私立の何れを問はず、又小、中、大學及専門學校等の何れをも憚らず、行政當局として最も鋭敏なる頭腦を働かすべきは此の點に在る。之を怠慢又は輕視するが故にいはゆる學校屋が発生し、教育の名に於て營利を専らにする偽善者も跋扈するのである。教育警察を意味する學校監督は今後主力を此の點に注ぎ教育界の弊風を一新すべきである。

約言するに行政と教育との盲目的混線を避けることが根本要件である、教育は教育専門家を以て其の任に當らしめねばならぬ。我國の視學制度は此の事實に目醒めて改善されなければならぬと同時に、法規上の監督は主として各學校の會計經理方面に注ぐべしといふが私見の要旨である。

第三節 教科書問題について

我國の學校教育が總て教科書本位であることは、何人にも既に目に餘る事實に相違ない。そ

これは教員を機械化して活ける蓄音器たらしめるものであるが、今日の如く形式的劃一主義に拘束され、教授要目の一項一節迄も悉く動きの取れぬ状態にあつては、後生大事に教科書を朗讀して居りさへすれば頗る安全であり、簡易であり、其の上視學のお覚えも目出度いかも知れぬ。そこで教科書問題が起つて來るのである。

そも／＼小學校の國定教科書なるものは往年の大疑獄——いはゆる教科書事件——に懲りて發案實施せられたのであつて、必ずしも教育上の要求に促されて出來たのでは無い。随つて其の動機原因からして政治的關係を持つて居るのであるが、爾來明治が大正に移り更に昭和の世となつても、尙政府の方針は釘づけである。假りに教科書本位の教育を是認するにもせよ、一國定教科書のみによつて、全國の兒童を教育する事の不自然不適當なるは夙に識者間の定論である。少くとも都會用、山村用、海邊用、農村用、工場地用等のそれ／＼異りたる教科書を必要とし、又北海道と沖縄とに同一教科書を使用せしむるが如き愚を避けねばならない。

然るに之を等閑に附しつゝあるが爲、多くの生徒は教科書以外の副讀本に興味を寄せ、或は豆本、講談もの等に讀書慾を満たし勢ひ不良の感化を受ける。だから之を民營に移してヨリ善き教科書の出現を促進するの賢明なるに如かない。小學兒童の數は既に一千萬人にも上る今日

に於て、此の緊切なる事業を放任して置くといふ事は、何としても其の理由を解せられない。

中等學校以上に於ける教科書は、既に民間書肆の經營に依つて隨意競争の形に在る。其の内容は當局の査閲檢定を経るを要し、且つこゝにも法規づけられたる教授要目其の他の制限と拘束とがあり、従つて著しき特色を有するものは無い。故に是亦其の檢閲方針を改め、杓子定規の教授要目を有効に解きほぐし得る自由を容認せねばならぬ。

唯民營に依る弊害の第一は各學校に於て何れの教科書を採用すべきかの選擇方法に惱まされることであり、第二は國定官製よりも幾分高價につく虞れなしとせざることである。往年の教科書事件も、國定本の刊行も、實は此の第一の關係から發生したのであつて、其の事情を打ち割つていふならば、こゝに幾種かの教科書があり、選擇の自由を許す場合、發行書肆は猛烈なる賣込競争を演じ、校長教員又は監督者に對し不正なる内面運動を開始する。之は現に中等學校の教科書に關して頻々傳へられる所だが、併し余輩は思ふ、若し斯くの如き情弊を恐るゝとせば、神ならざる人間の世界には一日も安心して住むことは出來ない。情弊は到る所に漂うて居り、それを八釜しくいふ政府當局乃至大臣次官と雖も決して君子揃ひではない。假りに校長及教員等を疑ふべくんば、それに兒童を託することが既に危険では無いか。

故に余輩は矢張り民營の自由を許し、而して上述の弊害を防止する爲に全責任を校長に負はしめるやうにしたい。又書肆の不當行爲に對しては認可取消、發行權停止等の制裁を加ふるこゝとし、第二の價格問題についても嚴正なる調査と監督を行へば可なりと考へる。正しき民營の競争は寧ろ價格を廉にすべき筈であるから——現時國定教科書の頒布が一部出版業者の獨占事業となつてゐる爲、屢々暴利獲取の噂あるは世人の熟知する所である。弊をいへば際限が無い——又改版の美名を藉りて新本を押しつくる場合の如きは、其の訂正補修せる部分のみを別に印刷して添布せしめるやうにする。

斯くして小學校の教科書にせよ、中等、女學、實業及補習學校等に必要なる教科書にせよ、民營自由選擇主義を許容して各種各様の教科書を編纂發行し、各種各様の學校に適應せしむると同時に、當局從來の檢閲方針を寬にし、教育の根本方針と制度の大綱に背反せざる限り、著者及編纂者をして自由なる識能を其の教科書に表現せしめんことを要望する。然らざれば創意あり特色ある教科書を期待し能はぬからである。而して更に進んでは教科書本位の教育より教員を解放し、教科書を以て單なる參考書と爲す迄に、教員各自の能力と個性を發揮せしむべく多年の因襲的方針を一變せんことを要望する。

第十四章 學位問題と教員の待遇

第一節 學士と博士

學者と教育家とは其の性質及職能に於て別であり、精密には教授、教諭及教員等皆必ずしも教育家では無い。それは恰も文部の何々學務局長、課長、部長等が必ずしも教育の専門家では無く、寧ろ單なる行政事務家であり、或は頗る融通の利く政治家たるが如く、決して輕々に混同してはならない。唯こゝには便宜上から學位問題と教員の待遇問題とについて略言するのみ。

いはゆる學位問題とは何ぞや、これについて喚起せらるゝ論題は、學士稱號廢止又は其の範圍擴大である。併しながら余輩の所見に據れば、學士の稱號は既に學位の實を有せざる殘影に過ぎない。殊に余輩の教育制度改革案は大學及専門學校の兩者を同等同格たらしめ、中等學校より直ちに之に接続せしむるに在るを以て、名實共に全然此の種の問題から絶縁し得る。大學卒業者と専門學校卒業者との間に資格の差を置くが故にこそ、いはゆる昇格問題も起れば學士の稱號も一種の標的となるのである。従つて其の隔てが撤去せられて同一資格を與へらるゝに至らば、學士の稱號に何の興味も價值も無くなるに相違ない。

明治の教育家が學位を設けて學士及博士の二種としたるは、草昧時代に於ける學問獎勵の方便であり、殊に之を官立の特權視せるは官僚主義の表現としか思へない。獨逸はドクトル一種制であり、論文提出を必要とするから我國の博士に類似する。我國の如く單に大學を出たからといつて直ちに學位を與へたのは最初より間違つてゐる。學位は學者の持ち物であらねばならぬが故に、單なる學校の卒業資格とは性質が異ふのである。後に至つて「學士と稱するを得」と改正し、更に私立大學にも均霑せしめたが、本來の性質は決して學位で無い。既に今日の如く文運隆興していはゆる學問病を憂慮せられる程の時代となつては、毫も獎勵の意味に由る稱號を要しないのみならず、世人は最早や大學卒業者を目して一廉の學者などゝは認めてゐないのである。

斯く本質上に於て學位にも卒業免狀にもあらざる舊制度の遺物は當然に廢止せらるべきであるが、それでも尙是非に維持すべしと言ふならば、廣く之を専門學校卒業生にも擴張均霑せしむると同時に、全部の學士に對し其の出身學校名の表記を條件づけ、各學校の責任を明かにするが宜い。僅々一二箇年の修學年限の長短と高等學校を経由せるや否やに依つて、實質的には何等學力にも人格にも關係なき稱號を一方に容認して他方に拒否すべき理由はあり得ない。但

し之は現制を標準としての所見であつて余輩の改革案は上述の通り全然打切説である。

博士の稱號に至つては多少前者と趣を異にする所があり、我學界の名譽と、學術の發達をヨリ善く促進するが爲にも相當の考慮を無用としない。それについて近時の問題となりつゝあるは博士濫造の非難と、學位授與認可權を大學に移すか、將た依然文部大臣の管掌と爲すべきかの論である。試みに明治二十一年五月より昭和二年三月末日に至る博士の全數を見るに

法學	醫學	藥學	工學	文藝學	理學	農學	林學	獸醫學	經濟學	商學	計學
博士授與數	一、三三九	一、三九〇	五二	四六六	二一六	二五三	一七二	四二	二八	九	四
內死亡	五六	一一六	一一	七七	五六	四〇	一九	三	六	：	：
現數	一、八三	一一、二六七	四〇	三八九	一六〇	二一三	一五三	三九	二二	九	四
	三、一七〇	一二、六八六	五一	四四三	二七二	二九三	一九一	四五	三四	九	四

一人にて二種の學位併有者は各一人に數ふ(文部統計摘要)

一目して醫學博士の多量生産を知るべく、殊にそれが此の一兩年來は益々激増の趨勢を呈し、一日として醫博の生産を見ざるに無しとまで傳へられてゐる。

勿論此の實勢が學術の盛況を示し、就中醫學の進歩を物語るものとせば、たとひ職業上の關係を動機とするにせよ、國家としては寧ろ大いに歓迎して可なりであるが、中には随分疑惑の眼を以て見らるゝ人々が無いとは言へず、故に如何にして博士の眞價を保ち學位の信用を高むべきかは確に當面の問題たらねばならない。

第二節 學位令再改正案

博士論文の審査及學位の推薦が、法令の改正以來官公立各大學の手に移り、事實上各大學それ〴〵に於て博士を作り得ることゝなつた結果、從來よりも其の數の増加するであらうことは、夙に何人にも豫想せられた所である。しかしそれは何れの國に於ても行はれて居ることであり、法令の改正其のものは敢て不合理では無い。

然るに近年世論の喧しくなつたのは即ち前記醫學博士の多量生産に刺戟された爲であり、而

して其の夥しき博士達が如何なる研究、如何なる論文を提出して學位を授與せられたかゞ一般には判明せざる爲、種々の風説や疑惑が惹起されるに至つたのである。之を歐米の例に徴するに學位論文は其の提出者より主なる學校、専門家、教育團體、新聞雜誌社其他廣く各方面に頒布するを常とし、且つ之を公刊して簡便に世人の閲讀に供する。然るに我國には斯くの如き用意も方法も尙甚だ等閑に付せられてゐるから、其處に濫造問題が叫び出されるのでは無いかと思ふ。それ故に余輩は次の私案を提出する。即ち

(一) 博士論文は低廉なる印刷實費(五十錢乃至一圓程度)を以て必ず刊行すること。但し論文の容積巨大なる場合は其の要領を記述せしめる。

(二) 其の印刷製本等は簡素を旨とし如何なる書肆にても自由に購入し得るやうにする。

(三) そして著書、論文、名刺、標札等總て自ら其の學位を表示する場合には必ず推薦せる大學名を記入することを條件づける。

從來とても博士論文審査要旨は公示せらるれど、それは餘りに簡單であり、普通には博士の眞價を知り難い。之が爲に蚯蚓を研究せる博士が内科醫となり、理科的の學者が外科醫となるが如き奇觀を呈するのである。之をパンフレット式の著書として一般に發賣せしめ、何れの大學

より如何なる研究に依つて推薦せられたかを直ちに知り得るやうにせば、世人の疑惑と弊害とは餘程取除かれるのみならず、以て學界の進歩を促し、知識を普及し、本人の名譽ともなるのである。

同時に余輩は學位の種類を更に細別し、一層分科的ならしめんことを提案する。現在の醫學博士中には純然たる理化學的研究に依つて學位を得たる人々が却つて多く、又歴史や統計的研究を主とする醫博もあり、又同じ醫學博士の中にも化學專攻の學者を含むなど、單に表面の學位だけでは見分けのつかぬ場合が少くない。此の點は歐米に於ても同様の例が多いが、日本は日本として獨特の學位制度を立て、善いと思ふ。既に農學部の中には林學博士や獸醫學博士があり、醫學部の中にも藥學博士は別となつてゐる。故に從來の學位別を改正して例へば解剖學博士、生理學博士、電氣學博士、化學博士、數學博士、史學博士、哲學博士など、重要學科を目標として細分した方が妙では無からうか。

尙博士の學位授與權は曩きに教育評議會に於て決議せられた通り、文部省から切り離して完全に各大學に移すが至當である。學位は其の本質上政府の關與すべきものでは無い。之を監督するといつても學術と人事事項とは別問題である。統制上の制裁に關しては例へば官吏には

服務規律があり、醫師には醫師法があり、その他それ〴〵に定制が設けられて居り、一般的には法律がある。又人格、風紀等の問題は社會的制裁に依るべくして大臣次官等に依り審判せらるゝは安當で無い。實際のところ、監督者たる大臣次官等の品性素行が、果して此の種の審判に堪へ得る聖賢的有資格者なりや否やは夙に世人が知つてゐる。故に余輩は事の學位に關する限り全部の權限を大學に與ふると同時に、其の全責任を大學に負はしむべきものと認める。

以上は専ら學位問題だけを取扱つたのであるが、余輩の學制改革案に於ては從來の専門學校をして全部大學と同格の地位に置く。従つて是亦學位の推薦及授與を行ふことになるのであるが、しかし余輩は此の機會に於て再び學位制度を改善せんことを希望する。即ち今後の學位推薦及授與權は官公私立共大學院を有する綜合大學に限定し、論文審査の權限を大學院教授に委ねる——但し大學院學生には學年なく期限なく卒業の形式も無いことにする。故に大學院卒業の形式に依つて學位を授與さるゝ制度の如きは之を否定する——其の理由は重ねて説明する迄もなく讀者の推知し得る所と信ずる。

第三節 教員待遇方法

教員の待遇問題については之を二つの方面より考察し得る。其の一は精神的の待遇であり、其の二は物質的の待遇である。

精神的待遇に關しては現行制度に於て位勳官等の事が規定されて居り、そして教育者間には中等教員の奏任官待遇を増加せよとか、小學校教員にも判任待遇以上の優遇を與へよとか、位勳の恩典を平等に均霑せしめよとか、いろいろの希望が持ち出されてゐる。然も余輩の見る所は之に異り寧ろ根柢より別個の待遇、別個の取扱方につき識者の考慮を煩はしたのである。

我國の大學教授が其の官立たる關係に由りて、行政府の高等官と相伍し、同じ官吏服務規律の下に立つことは、學問の神聖を叫び、研究の自由を論唱する人々に取りて何等の矛盾若くは奇異の感なしに首肯され得るであらうか。

學者にせよ、教育家にせよ、其の任務の本質からいへば、物質的には富貴を樂しむ機縁に恵まれざると同時に、精神的にも權勢の地位に待ち受けらるゝものには無い。否、富貴と權勢とは學者及教育家に取りて禁斷の果實である。此の禁果に憧れず、富貴權勢を超越するところに學者教育家の尊き生命があり光輝があり、世のいはゆる名譽とは性質を異にする尊さと慰安があり得ることを悟らねばならない。

それは勿論一種の理想主義であり、學者教育家それ自らの自覺に出發する健全なる人生觀であらねばならぬ。しかし之を國家の立場より見れば學者教育家は最も敬重すべき國民であり。最も眞摯なる任務に従事する人々である。故に余輩は學者に學位あり、軍人に功章あり、僧侶に僧位僧階あるが如く、教育家には例へば文功章其他教育家に適當なる表彰法を設け、勅奏任の後塵を拜するよりは、それ以上の精神的待遇を別的手段に見出したい。歐米諸國に例は無くとも固より差支へは無いことであり、若し又假りに適當なる新制度を發見し能はずとせば、余輩は寧ろ教育家に限りて現制の位勳を授與さるべき恩典につき、當局者に於て特別の方法を考案すると共に、名譽的には行政官よりも昇進を早め且つ上位に置くを至當と思ふ。

同時に特に考慮せらるべきは小學教員の進路が行き止まりになつてゐることである。軍人は少尉より大將元帥にも昇り得べく、官吏は高等試験だに通過せば勅任の最高級に上り得るに拘らず、教員は永久に教員たねばならぬ。故に氣慨ある者は義務年限の終るを待つて他に飛び出し、或は上級學校の資格を得るに専念し、向上心に乏しき者だけが後に取殘される。空氣の沈滯はそれが主なる一因である。故に其の優秀なる者は選考法を設けて中學學校にも大學にも拔擢し、又年功を経たるものは其の位勳及待遇に於て大學教授と比肩せしめる。教育本來の性

質と任務には大、中、小の區別も優劣もあつてはならぬからである。

次に物質的方面の待遇に關しては世上既に定論がある。現今小學正教員の月俸平均六十五圓、中學校教諭百二十圓、大學教授三百三十圓は餘りに薄くして且つ不均等である。先づ小學教員に倍加して國民生活の平衡を保たしめ、其の最長勤続者は大學教授と同額迄累進せしめねばならぬ。(但し初任給は何れも現制若くはそれ以下にても可)、我國の地方經濟力は既に負擔増加の餘地なしとせらるゝが故に、今後の國庫支出金増額又は兩租委讓の機會を義務教育の延長と共に此の方面に活かし、其の財源を空費せざらんことを要望する。

更に一案として考ふべきは獨身の教員と、家族を有する教員とに對して同一に給することの改善である。例へば小學校教員の月俸初任單位を假りに五十圓とし、家族を有する者は其の員數に應じて増率する——勿論増率せらるべき家族は老少及癱疾者に限るべく、又他に資産若くは所得あるものは増率せず——此の方法は稍々手數の複雑を來すべきも其の全責任を校長に負はし、尙別に都會地に於ては借家賃補助法を講ずるも可いと思ふ。

教育事業はあらゆる方面に互る國家の基礎工事である。たとひ禁園の果實を欲求するの不可なるにもせよ、廣く上進の途を開き、更に優遇の途を講ずべきは多言を費す迄も無い。

第十五章 學生思想取締と德育問題

第一節 修身教育の過信

近年青年學徒の思想惡化問題が非常に重大視せられ、之が善導及取締について種々の議論もあれば、施設も講ぜられてゐる。特に貴族院方面に於て此の問題に關する質問や意見が屢々繰り返され、各大學及専門高等學校生を中心とする社會科學研究會其他いはゆる主義者の運動が各所に暴露するに及び、當局は一種の學校警察とも言ふべき取締方針を立て、之が爲に八十萬圓の豫算を計上し既に議會の協贊を経てゐる。

それで吾々も亦此の問題に關して冷靜に考察したいと思ふが、之に先んじてヨリ根本的な問題が、多年我國の政治家及教育家等に於て見落されてゐることを指摘せざるを得ない。然らばそれは何であるか。一言にしていへば、道德教育に對する過信である。

世人の知る通り、學校に於ける道德教育は他の如何なる學科よりも重く見られ、例へば人格の養成といひ、品性の陶冶といひ、國家思想の涵養といひ、國民の精神生活を支配すべき指導的任務が、修身又は倫理の名に於て學校教育に使命づけられてゐる。之は素より至當且つ緊切

なる要件であり、教育の眼目たらねばならぬことに何等異論のありやうは無い。

併しながら古への聖賢君子ですら容易ならざる是等の道德教育が、單に學校限りに責任づけられ、教員のみによつて完成され得るが如く想像するものあらば、それこそ飛んでもなき誤解である。

余輩の所信に依れば、教育の全部が即ち修身であり倫理であつて、單なる修身、單なる倫理の一科だけが之を任務づけられてゐるのでは無い。此の意味からいつて余輩は寧ろ修身科又は倫理科と言ふが如き一單位的教授方法を廢し、歴史、地理、國語、理科、實科等の全學科を通じて皆活ける修身であり、實際的の倫理たらしむる用意を必要とするものである。しかしそれにしても學校に於ける生徒及學生の生活は一日の中の僅々四時間乃至六時間に過ぎない。他の大部分の時間は即ち家庭中心の生活と環境の氣流の中に浸つてゐるのである。故に學校に於ける總ての時間が悉く修身教育であるにもせよ、それが學生生徒を徳化し、健全なる良心の眼を開かしむる時間は極めて短く、放課後に於ける家庭及實社會より受けつゝある刺戟、衝動、感化の方が遙に強くして且つ遙に現實的なる魅力を持つてゐることを知らねばならない。

例へば學校に於て人は正直にして公明ならざるべからざることを教訓すとしても、家庭に歸

れば忽ち之に抵觸する幾多の事實を其の家事上に於て、或は自家の商業取引其の他の業務等に於て日々に見せつけられてはゐないか。又例へば人は勤勞を尙び品行を慎むべしと學校では誨へる。然も父母は祖先の遺産に安逸を求め、或は高潔貞操ならざる兩親の素行を目撃させられてはゐないか。

道德は王陽明の言つた通り知行合一であらねばならぬ。何程徳目を精細に説き聞かしても、思想の遊戯に終つては何の効果をも有せない。別言せば修身教育、倫理教育は實際的、經驗的、具體的でなければならぬ。然るに現實の社會、現實の家庭は果して何うであるか。世の政治家及教育家の間には修身教育の破産を攻撃し、品性陶冶、人格涵養の足らざるを非難して思想善導の必要を八釜しく言ふ人があるが、修身教育の破産は其の實主として家庭の罪、社會の罪、概括すれば即ち環境の罪である。何程學校で德育に熱中しても、一步校門を出づれば不愉快な事實が直ちに眼に入る。それが修身教育の効果を幻滅せしむるものである。

優生學上からいへば人間の資性は天賦的であり、従つて其の責任の第一は兩親が負はねばならぬ。そして第二には家庭と社會即ち環境に依つて其の性格を色づけられるのである。單に學校教育のみに依つて人間を善くも悪くも作り得ると考ふるが如きは餘りに學校教育を買ひ被る

ものゝ錯覺であり、迷信たることを知らねばならない。

第二節 學校心理の錯覺

學校教育過程の事實は前に述べた如くであるが、斯くいへばとて余輩は勿論修身倫理を無用とするのでも無ければ、之を輕視するものでも無い。唯教育に無理解なる人々が徳育の全般的責任を學校に押し付け、思想善導の全部的任務を教師に負擔せしめて、而も自らは家庭にも社會にも環境の改造にも深く心も注がず、徳育は學校と教師の專賣事業であるかの如く急言疾呼しつゝあるを怪しまずには居られない。そして其處にヨリ重大なる錯誤が我教育制度の上に持ち來されてゐないかを慮るのである。

いはゆる學生思想取締問題は主として高等學校以上の青年に對し之を必要づけらるゝに至つたのであつて、小學及中學生には尙關係が薄い。しかし青年學徒の思想を取締るべしとの發想と、現に實際に行はれつゝある手段方策は、矢張り前述の修身教育に對すると同様、一種の錯覺に出發してゐないであらうか。人格陶冶の全任務を學校に背負はすことゝ、學校の教育方針に背馳する學生を警察的に取締らうとすることは、其の考へ方に積極と消極の別こそあれ、實際

は同一心理より發源せる表現形式の差異に過ぎないのである。其の一は共に學校教育を過信することであり、其の二は現實の環境に眼を閉づることであり、其の三は活きたる人間の資質品性が抽象的徳目や、形式的規則に依つて何うにでもなるものゝ如く誤解されてゐることである。

吾々の斯く言ふは敢て一片の想像に基くのでは無い。其の證據は夙に規則せめの教育方針に現されて居り、又近來の學生取締方に徴し一層明白となつてゐるのである。前にも述べた通り現制高等學校令には「特に國民道德の充實に力むべきものとす」と入念に打ち出されてあり、同じく大學令には「兼て人格の陶冶、國家思想の涵養に留意すべきものと」と明記されてゐる。それは取りも直さず、學校教育に對する文政當局者の意思を法令化したものであり、文政當局者の意思は其の手續上に於て政府及樞密院等の意嚮を代表するのみならず、議會の要求に適應し、若くは聽從せるものたるべきは言ふ迄も無い。

ところで余輩の見解に大過なしとせば、大學令にせよ、高校令にせよ、斯くの如き文句をわざとらしく條文中に打ち出したることからして、寧ろ奇異に感ぜざるを得ないのである。苟くも國家に須要なる學術の理論及應用を教授せらるゝ大學であり、高等普通教育の完成を目的とする高等學校である限り、其の學術、其の教育の全部が即ち「人格の陶冶、國民思想の涵養」であ

ると共に、「國民道德の充實」であることは餘りにも明白に過ぎる程に明白ではないか。假りに其の學術の理論及應用が人格の陶冶と全然没交渉なりとせば、それは國家に須要なるものでも、人間生活に缺くべからざる何ものでもあり得ない。教育の完成と國民道德の充實が決して二元的に考へらるゝものにあらざることも亦自明の理である。だから余輩は斯くの如き自明の文句を條文づけられたといふ事實其のものに、却つて形式的死道德、若くは官僚的法規萬能主義が躍如として表現されてゐるとしか受取れないのである。そして其の形式的、官僚的なる對教育觀念と、對學校心理とが實は何よりも悲しむべき結果を持ち來しつゝあるのではないか。

規則は決して人間を作り得ない。それは如何なる法律と雖も男を女にする事の不可能なると同じである。道德は決して學校と教師限りの玉手箱では無い。それは釋迦や孔子の如き大哲と雖も天國以外には容易に人間を神にすることの出来なかつた事實に徴しても推知し得よう。然るに我國の政治家及教育専門家は専ら法令に依つて人間を作らうとし、環境を改造すべく努力せずして獨り學校と教師のみに對して釋迦や孔子の如き大哲たらんことを要求する。果して然りとせば之を錯覺といはずして何と評すべきや。

第三節 教育の本質と學生取締

學生思想取締問題は青年學徒の考へ方、歩み方に對し、官製の繩を張りて定められたるコースを前進せしむると同時に、苟くも繩に觸れたるものは直ちにオミットしようとするところから惹起された教育界のトラブルである。随つて其處には國定的思想の強制が豫想せられ、思想警察の設置が必要づけられる。現に文部省には學生部といふ機關があり、又大學其の他の各學校には新たに學生主事が設けられ、従前に二倍乃至數倍する巡視係りが配置さるゝに至つたことは既定の事實である。而も斯くの如き警察的制度其のものが多感なる學生の末梢神經を如何に刺戟するであらうかを當局は少しでも考慮したであらうか。

無論、余輩の如きも青年學徒が危激思想に感染して街頭に奔躍することを否定するに躊躇せない。若し社會科學研究會なるものが、文字通りの研究に終始せずして其の範圍を逸脱し、實行運動に移されたる場合は嚴正なる法律の發動を求め、適法の制裁を希望することに於て毫も人後に落ちない。

併しながら問題の焦點は、それが果して研究の範圍を逸脱せるや否やに在る。例へば社會科

學にせよ、共產主義又は其の他の學理學說にせよ、其の行ふ所が學術的研究の範圍に終始するに於ては、決して之を取締るべきものでも無ければ、取締り得るものでも無い。強ひて之を弾壓せんとするに於ては、却つて反撥的傾向を促進する處れあること古來の歴史に照らして明瞭である。

純理的にも實際的にも、思想が思想である限りは、如何なる法律、如何なる手繩を以てしても、思想を捕縛し得るものではない。思想は目に見えざる氣流であり、形に現れずして自由に活動するのみならず、一方に壓搾すれば他方に膨脹せずには措かない。思想に國境なしとは此の事實を道破せる名言であり、思想は思想を以て克服すべしといふも亦、此の理を言ひ現してゐるのである。

既に思想に國境なし、随つて思想の國定教科書は何人も之を編纂し能はず、之を想像する事だに困難であらねばならぬ。取締るべきは思想にも學說にも研究にもあらずして、それが外部的行動に移され國民生活上に實害を及ぼす場合である。而も外部に移され實害を及ぼすときは、別に嚴然たる法律があり、裁判所がある。學校それ自身に於て何の特別機關を要すべきや。學校は言ふまでもなく學生生徒を教育すべき機關であつて、之を彈壓するが爲に設けられた

る懲治監では無い。教育は如何なる場合にも指導啓發の意義のみありて毫も放逐處罰の意味を含まぬ筈である。殊に除名放校されたる學生が如何なる徑路に追ひ込まるべきかを想像せよ。

○其の結果は思想の善導とは正反對に、寧ろ戰慄すべき彼等が運命の爆破を豫告せざるや。故に學校の名に於て學生生徒の處分を當然視するが如きは、自ら學園の尊嚴を汚辱し、教育其のものゝ本質に背馳するものたるを知らねばならない。

○且つ又假りに學生生徒の思想が如何に危険性を帯ぶるにもせよ、之を匡正し開導し能はずと爲すが如きは、教育者それ自らの不見識又は無理解を暴露するものである。元來が年少なる教へ子であり、其の學識、修養及經驗等に於てそも／＼何程の事があらう。然るに之をしも適當に指導し能はずして校外に追放し、僅かに其の意を安んずるが如きは、教師それ自ら其の任に堪へざるを證明するものでは無いか。

○斯く觀察し來ればいはゆる學生思想取締の一事は、如何なる意味に於ても無條件に肯定さるべき理由を見出し得ざる見當違ひの努力である。それは學生の如何なる行動をも是認するの意にあらずして、學校及教育の根本目的に牴觸するからである。

第四節 問題解決の鍵

嚴密なる純理論は別として、我國現時の政治家及老教育家が國民道德の涵養上から、已むなく學生思想取締を緊要視する心持ちは余輩も亦十二分に洞察し得る。

然れども如何なる主義又は學說にせよ、それが思想であり研究である限りは、既述の如く決して之を取締り得るもので無いのみならず、國民の精神生活を豊富剛健ならしむる爲には、寧ろ各種各様の主義學說が多く續出して互に研究を戦はせば戦はず程、善き刺戟とも勵みともなつて益々思想上の鍛練修養となるのである。例へば思想善導の典範とも稱せらるゝ孔孟の教へは周末諸子百家時代に起つたものであり、東西何れの國にても主義學說の沈滞せる時代には決して國民思想の發展も、徳教の振興も見出すことが出來ず、却つて國民精神の萎縮衰微を招いたのである。

加之、我國人は古來既に如何なる危険思想や、破壊的過激主義にも試験済みにて立派に及第點を取つてゐる。支那の禪讓主義や、泰西の共和主義は斷じて我國體と相容れざる思想であるが、何等之が爲に國民道德を危険に導いた事實あるを知らず。又佛教にせよ、耶穌教にせよ、

本來は國家主義を超越せる宗教であり、物質的私有慾を排斥して平等博愛を唱導する意味に於ては現實の社會組織と一致せざる理想主義に立脚してゐる。だが之に依つて毫末も國民道德が危くせられたとは認めざるのみか、却つて之を取り容れて思想善導上に大なる利益をもたらしめてゐるのでは無いか。

斯くの如く主義學說の研究は其の内容如何に拘らず、毫も危惧するに足らざるは既に日本の歴史が證明してゐる。若し此の間假りに何等かの危険を告げ、我國民の思想を動搖混亂せしむるものありとせば、それは決して其の主義學說が直接の原因となつてゐるのではなくて、眞實には他の缺陷が之を待ち設けてゐるからではないか。殊に現象科學の一たる社會科學研究の結果として、過激とも破壊とも見らるゝ思想傾向が醗酵したといふが如きに於てをや。

此の意味から推歩すれば國民思想の涵養も、國民道德の充實も、實は教育者の任務といはんよりは、政治家又は社會改良家の責任が遙に重い。隨つて問題解決の鍵はさきに小山檢事總長の言の如く、當面の社會的原因を探求して其の缺陷を排除し、以て病魔の侵入を防ぐが根本的要件であり、そは主義思想の問題たるよりも、實際的現實的なる政治經濟及社會組織上の問題ではないか。

前に余輩は、我國の徳育、特に學校の修身教授を過信し、品性陶冶の全部的責任を學校と教師とに押し付けることの誤りを指摘したが、いはゆる左傾思想に對する學生取締方針の彈壓的なるに於ては、其の錯覺的なるや亦同じである。兒童の品性を悪化せしむる第一の原因が家庭にある如く、青年學徒の思想を危険に導く主なる動因が實社會の缺陷か、然らずんば寧ろ官僚的、形式的、警察的なる教育制度其のもの、禍たらざるを何人が斷言し得よう。余輩は官學の總本山と見らるゝ帝大から、殊に學生中の秀才から、反抗的破壊的言論を聞くことに深き皮肉を感じずには居られない。是程鮮明とも痛快とも認めらるべき現制度の不信任表示は無いのだから。

それで余輩は約言する。いはゆる思想取締を名とする警察的制度は敢て行政整理を待つ迄もなく速かに撤廢せらるべきであり、其の經費を獎學資金に振替へ無産子弟の向學に便する方、何程效果的なる思想善導法か知れない。社會環境の改造は暫く別問題としても、現行教育制度を根本的に建て直し、民本主義に立脚する新學制を布き、機會均等、特權打破に努むると同時に、教育の實際化、社會化、自由化を計る事こそ、何よりも適切なる積極的思想善導策たるを自覺せねばならぬ。

繰り返す迄もなく、學園は精神的なる一つの共同生活體であり、價值創造を目的とする一つの文化社會である。其處には自治と自由との輝きこそあれ、紛々何の取締りぞや。

第十六章 教育國策の轉換

(卒業生就職問題について)

第一節 現行教育制度の破産

「試験地獄から就職地獄へ」。それは現時の學生に課せられたる宿命的苦難の實相である。上來、余輩は我現行教育制度の餘りに缺陷多きを指摘するに寧ろ多忙を極めた。そして學生の思想取締問題に至つて教育の名に由る悲痛なる汚辱をさへ感ぜしめられた。而も更に學校卒業生の就職難に直面するに至つては、全く以て現制度の徹底的破産を見せつけられつゝある心地がする。斯くて吾々の改造案は制度の革新から、遂に教育國策の轉換に及ばざるを得ないのである。

昔は大學卒業生といへば一廉の學者、運命の寵兒として彼等の首途には輝かしき幸福の神が待ち受けてゐると見られた。そして政府は學校卒業生に對し各種の特典を與へ、其のスタートからして社會の優勝者たるべく形式づけてゐたのである。然るに今は果して何うか。余輩は數月前東京の一新聞紙上に左の記事を發見した。

「深刻な知識階級の就職難時代——それは歐洲大戰を境として平和回復の鐘と共に現出したのである。大戰の開始と共に我國經濟社會が成金濫造の好況に恵まれるや、公私各方面からの知識階級需要量は躍進的に激増し、供給量の全體を吸収して尙餘りある有様を示した。而も此の狀勢が無限に永續するかのやうに考へた父兄の無謀にも近い教育の營利視から教育の投機化となり、之と相呼應して學校の増設と昇格が企圖され、其の必然的結果として大學専門學校卒業生の供給量は累進増を現し、漸く生産過剩を示す様になつた、今之を數字にあげると

	(官公立大學)	(專門學校)	(實業專門學校)
大正元年	一六	六五	一九
同十一年	二六	七九	三六
同十三年	三二	八二	四七

即ち驚くべき學校數の増加であつて、是等の卒業生數の統計は(但し元年は帝大外の大學は不明)

大正元年	五八四三
同十一年	一七六七四
同十三年	二二四八四

といふ目ざましい大量生産ぶりである。ところが大戰終了と共に幽霊會社の没落と、公私企業全般に互る急激な整理縮少は靦面に知識階級の需要を減少せしめたばかりでなく、現就職者をも多數に失職せしめ失業者の洪水を來したのである。そこで激烈な入學試験の難關を辛うじて切りぬけ、數年に互る進級試験に懽詰されて、始めて色あせた學士卒業生のレッテルが貼られるやうになつても、引く手あまたと買上げられたのは昔の夢で、更に又一層呪はしい就職地獄の憂目に遭はなければ、食ふべきパンは得られない有様となつて來た。今大學専門學校卒業生の概算的な就職率を見ると次の様な著しい遞減ぶりである。

大正十二年	八二パーセント
同 十三年	七五同
同 十四年	六六同
昭和元年	五九同
同 二年	六五同
同 三年	五四同

かくて彼等は究め得たる深奥な理論も、高遠な理想も抛つて就職口あさりに専念しなければならぬ。

問題は單なる就職難に止まらずして實は現制教育の現實暴露であり、價值幻滅では無いか。更に之を内務省社會局調査の統計と照合するに

大學及専門學校就職者調

	調査校數	卒業者	内就職者
大正十五年度	一一一	一五、一五一	八、九五九
昭和二年度	一一六	一二、七九四	八、三三一
同 三年度	一三七	一七、〇一八	九、一七一

右の統計は未だ大學及専門學校の全部を盡したもので無く、尙調査漏れの學校も五十校外に及んで居り、現今其の卒業生の全數は既に年々二萬五千を超え、近く三萬人にも達せんとしてゐる。故に實際の未就職者は前記の統計よりも遙に多く、恐らく一萬五千を超え、それが數年來累積して既に十萬人にも上る悲境にありといふ。

勿論其の直接的事情としては財界の不振が主因であり、父兄の投機的心理に發源せる禍でもあらう。だが唯それだけが全部の原因だと思ふものあらば、それこそ時代の盲目者たらねばならぬ。大觀的には人口の激増に伴ふ卒業者の増加を見忘れてはならない。年々二萬乃至三萬人

てふ數字は如何にも大量生産の如く見えるが、假りに人口六千餘萬に對比すれば尙二千人に一人の割にもならない。米國の大學及專門學校生は千九百二十二年の統計に於て七十萬人を超えてゐるが日本は約十萬人に過ぎぬ。米國の人口は日本に二倍するも尙彼我の懸隔は少々で無い。故に卒業生就職難問題を以て學校及學生過多の結果と見るは誤りである。問題は數の過剰にあらずして他に在る。即ち教育方針の錯誤が此の社會悲劇を迫出するに至つたのである。

第二節 誤れる教育方針の犠牲

世には大學及專門學校卒業生の増加を悲觀していはゆる學問病を嘆くものがある。併しながら第一には前述の人口増加、第二には人文の普及と發達、此の二つは財界の景氣不景氣に拘らず、又教育の營利化にも、父兄の投機心如何にも關係なく、當然に大學及專門學校等の増設を要求し、従つて其の卒業者を年々に増加せしむる一般的にして絶對的なる主因たるを知らねばならない。若しも此の事實を見忘れて假りに大學も増設せず、專門學校の擴張をも許さぬとしたならば何うなるか。それは疑ひもなく時勢の開展を解せずして人民を愚にせんとする專制時代への逆戻りであり、世界の進運に取殘されたる中世的國家たらざるを得ぬでは無いか。

だから大學及專門學校等の卒業者が年々に増加することは何等奇異の現象でなく、國家の全局より見れば専門高等教育の普遍化は、國民知能の向上發達に外ならずして益々歡迎すべき筈である。而も世人が生産過剰を叫び、就職地獄の痛苦を訴ふるは未だ一般に自覺せられざる別の事情と理由が隠されてゐるからでは無いか。

然らばそれは何であらうか。他なし、國家としての教育方針が國民の要求に適應せず、社會の緊切とする人材を供給すること少くして、却つて國民の現實生活に適切ならざる學校と卒業者とを過剰に生産すべく持ち續けられてゐること、之が最も根本的なる就職難の原因たるに相違ない。別言せば

- (一) 傳統的法科萬能主義
- (二) 學校卒業生に對する特權的資格の誘惑
- (三) 不生産的、非實際的知識階級の過剰生産
- (四) 迷信的な職業上の虛榮心

少くとも是等の事實は總て現制教育破綻の反映であらねばならぬ。其の實證としては例へば醫學、工學又は理學等の或方面の如き、今も尙供給不足の土地があるではないか——さればこ

そ醫學及工學の志望者が何れの學校に於ても收容定員に數倍乃至數十倍する程の活氣を呈してゐるのである。

顧みるに明治の初期乃至中期に於ける政府及社會の要求は先づ國民の指導階級、殊に國家の新制度を理解し運用するに適する人材の養成にあつた。故に此の時代に在つては政治法律の學問は他學部よりも緊要であり、直接的に急務づけられてゐた關係上、其の需要も多く隨つて亦功名榮達の捷路とせられた。併しながら時勢は進み知識の普及するに伴ひて此の種の方面の需用の漸次減少するは寧ろ當然なるに拘はらず、我教育の方針は依然往時のまゝに變らず。殊に政府要路の人々が法科出身に依つて取固めらるゝに至れる結果、總ての施設が法科萬能主義に傾ける爲、實社會の需用は減退しつゝあるにも頓著せずに従來の方針を固持して今日に及んでゐる。それが即ち供給過剰の最大理由であることは、既に昨年二萬四千と稱せられたる大學及専門學校卒業生中、法律經濟系出身者だけで一萬四千人、即ち全體の六割にも上り、そして最も甚だしく就職難に悩まされてゐる事實に徴しても知り得よう。但し多くの私立學校が政、法、經の方面に重きを置くは主として經營上の財的關係に出發するのであつて、官立とは其の事情を異にする。

政治法律系の學問が文化財として切要視せらるゝは前述の如く初期時代の事たるのみならず、之を國民職業別より概觀しても、農業及水産業の五四%、工礦業二二%、商業及交通業一六%なるに對し、公務及自由業は僅々六%に過ぎぬのである。以て其の需要範圍の如何に狭きかを知るべきである。

それ故に國家の爲政者及教育専門家が、時勢の進化變遷に明敏でありさへせば、從來の教育方針は夙に轉換せらるべき筈であつた。極言すれば政治法律方面の教育は經營に便利なる私立學校に委ねても、國家としては大いに力を工學、醫學及理化學方面に注ぐを必要としたのである。——醫學は比較的に注意せられたが——然るに政府の方針も教育家の指導精神もこゝに思ひ至らず、現代にあつては國家及國民が最も緊要とし、最も切實に需用づけられつゝある是等の方面に用意を運ばず、何時迄も法科萬能主義の思想に囚はれて他方面の出身者を單なる技師扱ひにし、容易に機會均等をも認めない。斯くして誤れる教育方針から導かれた結果が即ち卒業生就職難の悲劇である。

第三節 教育國策轉換の急務

我國の現勢はいはゆる經濟國難、外交國難、思想國難等の叫びに依つても想像し得らるゝ通り、國民生活上容易ならざる環境に在る。而していふ所の思想國難にせよ、外交國難にせよ、本來は何れも經濟國難に發源するのであつて、それは恰も教育上に於けるあらゆる受難が國家の財政及國民經濟力の行詰りに原因するのと同じである。

然るに其の經濟國難は何に由來するやと問へば、矢張り誤られたる教育方針の應報であり、誤られたる教育方針は國家の爲政者及教育家が、逸早く經濟國策に適應すべき制度方策を樹立しなかつたが爲の禍に外ならない。別言すれば依然法科萬能主義の舊夢から醒めずにゐた結果である。法科萬能主義は形式的及劃一的なる法治主義の完成に效を奏せりとはいへ、それは必ずしも國家の生産事業では無い。少くとも直接的に國富を増進し經濟力を豊にする生産的文化財ではない。

ところが現代の日本は何を措きても國富増進、經濟力充實の必要に迫られてゐる。原料不足、食糧不足、燃料も動力も土地も不足。ありあまるものは人口だけであり、貿易は連年逆勢を續け、商工業は之が爲に振興しない。財界の不景氣も卒業生の就職難も皆經濟國難に壓迫せられつゝある反映に外ならない。それ故に國家の根本方策として何が最も急務かといへば、無論經

濟國難の打開であり、經濟國難の打開は即ち生産事業を隆盛ならしむるに在る。然らば如何にして生産事業を隆盛にするか。原料、食糧乃至土地不足の國家としては、一に唯工業國策を採りて國家經營の基礎を建て直すの外は無い。(農業も更に大いに工業化せねばならぬ)。而して工業國策を運用せんが爲には理化学の知識を深め、此の方面の學術技能を優秀にする一途あるのみ。

そこで余輩が提唱せんとする教育方針の轉換が如何にあるべきかは既に讀者の理解を得べきことと信ずる。即ち従來官公私立を通じて最多數を占むる政治法律偏重の傾向を改善し、其の主力を理工方面に注がしむることである。就中官公立大學及専門學校は、率先此の方面の開拓者となり、以て理工知識を普及せしめることに依り、生産事業の隆興を促進すべきである。さすれば現に喧しき卒業生就職難問題は自然に解決さるゝを疑はない。

統計に依るに獨逸に於ける高等工學學生は現に二萬數千人に上つてゐるが、日本では之と同格の五大學學生は僅かに二千數百人のみ、更に之に二十一専門工學學校生の全部を合算しても尙九千數百人にして未だ獨逸の半數にも達しない。そして獨逸の代表的工業會社では三十名も五十名もの技師を抱へ、中には一會社に百五十名もの工學博士を使用してゐる程であるが、日

本の現状は何うであるか。日本と獨逸とは其の國情及人口に於て比較的相似せるに拘らず獨逸が戦後の疲弊に萎縮せず、世界の工業界に雄飛しつゝあるに對し、我國は大戦の慘禍を被らずして而も經濟國難に直面させられてゐる。此の一事に考へても我國の教育方策を如何に轉換すべきかは一見明瞭であらう。

或は人格教育と職業教育の區別を擧げて余輩の主張が功利主義に傾くを非難する論者があるかも知れない。人格教育の必要は余輩も大いに之を認識するに躊躇せない。しかし從來の政治家及教育家に依つて考へられたるが如き人格教育は畢竟思想の戯れに過ぎない。實生活に堪へ得らるべき技能を持ち合はすことなくして、獨り人格の高邁を求むるが如きは却つて空想に落つるものである。教育が貴族富豪限りの持ち物である間は空想でも遊戯でも差支へは無からうが、凡ての人間は先づ活きなくてはならない。活くるには何かの職業的知識を要する。故に職業教育と人格教育は二にして一である。對立的に考へらるべきものにあらずして一元的綜合的に調和融合を可能とする範圍に認識されねばならない。いはゆる功利主義の傾向は寧ろ今後の世界に善處するに方り大いに之を必要とするのであつて、功利主義は我利々々主義では無い。世を益し國を益する爲の功利主義である。故に人格教育と矛盾するものではない。但し個人々々の

性格知能はそれ／＼皆異なるが故に、或は職業教育に専念し、或は人格教育に熱意を注ぐは毫も之を嫌ひ妨ぐべき理由が無い。殊に文科的修養に由る人格涵養の如きは理工的學術の發達に伴ひ、人間を機械化せざらんが爲に一層緊要とする。

第四節 卒業者の自覺喚起

以上に於て從來の教育方針が誤られて居つたこと、そして如何に之を轉換し改善せねばならぬかの理由は大體に説明した。同時に余輩は就職難問題解決の爲に尙數言を附すべき事がある。其の第一は卒業免狀を過信若くは過重視せざることである。之も亦形式的劃一主義の弊害であるが、單に正規の課程を經、正規の月謝を納めたからとて、直ちに立身出世の資格を承認さるべしとするは、人間を機械視するものである。此の種の謬見に誘惑さるゝが故に猫も杓子も上級學校に押し寄せ、いはゆる學問病に罹り家産を傾けて迄も大學を卒業せしめんとするが如き風潮を醸したのである。此の弊害を匡正する爲には余輩の前に提唱せるが如く、特權の整理と機會均等主義の適用は殊に急務である。何人に對しても能ふ限り自由なる被教育權を與へ、あらゆる機會を利用して資格試験及國家試験等に均霑せしめる。そして各個人が自ら持つ所の

能力を十二分に發揮し得る便宜を有せしめなければならぬ。

次には學校卒業生に共通する習癖の打破である。之を通俗にいへば月給取根性といはんか、俗吏崇拜といはんか、卒業者の何れもが鼻髯を蓄へ美服を纏ひて官公衙若くは銀行會社商店等に體裁よき地位を求めようとする。是亦法科萬能主義時代の遺風から未だに脱却せざる爲である。

元來政治法律出身者に対する社會の需用は、上にも一言せる通り常識の運用が主である。其の執る所の任務は官廳に於て屬吏であり、會社銀行商店等では一事務員たるに過ぎない。それが果して何程の誇りであり光榮でもあることか。之を理工醫農等の出身者に比すれば、其の高等學校時代より大學を終る迄、入學試験及學年試験等の何れに於ても比較的安易なる經路を歩み——たとひ高等試験の關門を通過するにもせよ、個人々々の勤惰は別なるにもせよ——前者の技術的なるとは餘程の差異がある。従つて卒業後の就職に難易の差も生ずるのであつて、一般的には主知的教育の結果として安易を求めクラーク思想に墮し來れることに、自ら招ける禍なしとはいへない。

語を強めて直言するならば、今日の大學及專門學校卒業者が、往時の甘夢を逐ひて一躍羽振り

よき高等官や、高級社員たるを望むが如きは時代錯誤の幻覺であり、社會の要求を理解せざるものである。何が故に屬吏となり事務員となるが名譽にして、農學士の百姓、工學士の鑛夫、法學士の巡査、文學士の小學教員が愉快ならざるや。否、一層歩を進めて自立自營、街頭に出て自己の運命を拓くを何故に好ましからずとするか。職業に貴賤なし、獨立獨行の意氣と信念だにあらば、いはゆる就職難の苦悶は各自の修養に依つて緩和され得るに相違ないのである。

更に余輩の希望する所は新進氣鋭の卒業者が狹隘なる國內のみに跼蹐せず、進んで支那、南洋、シベリア、南米等に新天地を開拓せんことである。此の點に關しては政府も亦須らく心を用ひ相當の便宜を與ふべく努力するが當然であり、殊に支那方面に於ける人材の要求は當局の方策だに宜しきを得るに於ては、殆ど無限的ではないか。就中、工、醫、理、農等の技術的知識は今後の支那が切實の急務とする所に相違なく、若し彼れに尙其の自覺なくんば率先開導すべきである。

知識階級の失業問題はいはゆる危險思想問題と因果的關係あるのみならず、國家に取りて憂ふべき損失である。而もそれは既往に於ける教育方針の誤りが根本禍因であり、誤られたる方針に馴致されて月給取根性の弊風に浸染せしめたるものが更に其の副因ともなつてゐる。故

に之が抜本的解決策は教育方針の轉換を第一の急務とすると同時に、卒業者それ自身の自覺を喚起せねばならない。余輩の教育改造案は斯くして國策の核心に到達したのである。

第十七章 結論

第一節 一貫する本篇の基調

教育は官公衙の事務でも無ければ、有閑階級の藝術でも無い。人類の五感に觸るゝ總ての事象が、其の腦裡に現象し認識せられて悉く精神の糧となると同じ意味に於て、吾々の知覺と思想とに持ち來る萬有の總てが、人類を生命づけつゝある活きたる知識であり、教育である。それは單なる生活の一作用とのみ見るべきでは無く、又生活態の一斷面限りのものであつてはならない。教育は人類の生活に浸透する全的事實である。故に生活其のものゝ内容が總て教育であり、教育であらねばならぬ。約言すれば教育即生活主義たるを當然とする。

此の嚴肅なる意義と事實とが正しく理解さるゝならば、國家と國民に必要づけられるべき教育の如何に在るべく、又如何に在らざるべからざるかは最早や問題ではない。それは即ち本質的にも制度的にも國民の實生活とピッタリ一致するものであらねばならない。時代の趨勢に適合し、實社會の要求に緊切なるものであらねばならない。一言にして掩へば教育の實際化である。反覆すれば教育の現實化、生活化、善き意味に於ける功利化、經濟化である。

然るに我國從來の教育は之を實際化することの代りに、却つて現實生活から引き離されつゝあつた。生活化することよりは寧ろ空想化されつゝあつた。實生活に立脚せざる空虚なる概念的な人格教育を過信し、實社會の要求に聞くことよりは、小學の兒童も中學の少年も悉く皆古の聖賢君子化せしむるを急務なりとした。そして試験地獄、就職地獄の地圖を買ひ求め、口に品性陶冶を唱へつゝ、校門にむらがる忠良なる赤子を其の手に撃退した。

教育の實際化を基調とせざる國々に在つては、國民の環境も、國難の打開も、夢の如く小説の如く看過される。其處には紙とインキとに依つて織出される一片の法令規則を以て人間を蠟細工の如く製作し得べしとする教育家が住んでゐた。一年の授業日數何日、一教室の生徒何名、一日の授業時間何程、一學課一時間の教程何頁と、一點一畫一字一行も違ふべからざる規定が極めて嚴かに勵行され、都も町も山村も水廊も凡そ人間の在る所、津々浦々を通じて一定の時間に一様の教育を受け、其の状恰も全國の人民が悉くJ O A Kの放送を強制的に聴取させられるが如くであつた。勿論教師の個性、生徒の要望などは敢て教育の關する所にあらずとせられ、之に逆ふものは直ちに異端者とせられた。

其の結果として正規の學校を経ざるものは如何なる有能者と雖も教育の落伍者であつた。家

に富なくんば學ぶに途なく教養の機會は與へられず、空しく天を仰ぎ手を拱きて嗟嘆する外は無かつた。中學に學ばずんば中等人種にあらず、大學に學ばずんば高等紳士にあらず、學校卒業者にあらずんば人にして人にあらざるが如く定義づけられた。随つて子を持つ親は身命を犠牲にしても學校に送らざるべからずとし、自己の運命を將來に開拓せんとする青少年は先を争つて學校に殺到した。しかし其の時代に於ける教育は一種の恩恵であり、慈善でもあるかの如く看做されたる特別の貴重品であつた。

斯くの如き國々に在つては無論人民平等の被教育權は無い、教育の機會均等もない。校長は法令の蓄音器であり、教師は規則の機械係である。而も其の機械と蓄音器とは全國の小學校に一つ、全國の中學校に一つ、といった形であつて別の機械もレコードの新調も許されない。斯くして若しも此の國の教育が行詰らずとしたならば、教育國難が頭上を壓せずとしたならば、それこそ却つて摩訶不思議ではあるまいか。

余輩は最早や繰り返さない、余輩の改造案を妥當化する最高の指標が即ち教育の實際化であり、劃一主義打破と形式主義の改善とは本論文を一貫して最も力強き基調となつてゐるからである。残されたる問題は如何にして民本的自由主義の教育を實現せしめ、分化的統合主義の制

度を我國に持ち來し得るか。そして主知的抽象的なる從來の方針を一新し、之を全的積極主義の教育に取換へ能ふか。其處に實行上の難關が未だ頑強に構へられつゝあるを如何に突破すべきや。

第二節 大調査機關の設立提唱

立憲政治は專制政治又は英雄政治時代の如く、單に或一人の意思力に依つて如何なる政策をも決行し得るものではない。若し伊太利のムツソリニヤ、土耳其のケマル・パシヤの如き鐵腕家が出現したとせば、我國の教育制度も或は容易に改造の機會を見出し得るかも知れないが、現時の實情に於ては、それもなか／＼豫期し難き事である。

然らば如何にして我教育制度の建て直しを行ふべきか。余輩はこゝに至つて最も權威ある教育大調査機關を設立し、朝野協力して此の教育國難を打開せんことを提案する。現に文政審議會ありとはいへ、其の存在價值は既に一般に知らるゝ通り現制度の根本的改革に打著せんとする程の機能も抱負も期待されてはゐない。

余輩の要望する大調査機關は前者の如き微力なるものとは全く異り、依つて以て我國の新教

育國策を確立し、新方針の徹底的實行を期するに在る。試みに私案を摘記せば、

- 一、政黨政派を超越し、朝野各方面の代表的有識者を網羅すること。
- 一、内閣の更迭其他政界又は財界等の動きに關係なく、最も嚴肅且つ眞摯なる調査審議を行ふべきこと。
- 一、單に政府の諮問機關たるに止まらずして、如何なる内閣と雖も之を拒否し又は握り潰し能はざる決議機關たらしむること。
- 一、從來各種の調査會の如く首相又は文相等を以て會長とせず、又樞密院若くは貴族院の老政治家を推薦するが如き因襲的形式を排して寧ろ教育界の實際的有力者——例へば帝國教育會長の如き、又は官公私立中の聲望ある大學總長の如き——を會長に推すこと。
- 一、調査の趣旨は我教育國策の根本方針を如何に建て直すべきかを主眼とし、制度革新の大綱を決定するを目的とすること。従つて教科、教授、教材其他細目に互る事務的審議は必要なく、後に別に施行委員を設ければ足る。
- 一、調査委員は前項の趣旨に依り、單に學者、政治家、教育家方面に限らず、財界、實業界等多方面の有識者を集むること。就中、國民の實際生活に接觸すること最も切實なる産業

及貿易界の有力者を委員に擧ぐるを要す。

一、文部省其他政府關係の委員は寧ろ二三に止め、教育評議會及文政審議會等に席を置く人々も亦成るべく委員たらしめざるを可とす。是等の人々の多くは既往の實績に徴して改革意識に乏しく、國民現實の要求を理解し能はざる官僚主義、形式主義、傳統保存主義者たること既に明瞭なるが故に。

一、委員は凡そ二十名乃至三十名を以て足れりとす。

一、委員會は少くとも毎週一回以上會議を開き繼續調査を行ひ約一箇年を以て結了すること

一、委員は勿論現制各種調査會に優越する地位權限を與へらるべきこと。

斯くして政争を超越し、黨略を排除し、官權と因襲の殻を棄て、現實に動きつゝある國民の要求と時代の活勢に開眼せる人々に依り、權威ある調査會を組織することせば、初めて効果的なる教育方針が見出され得るであらう。

それは教育専門家より見て素人論となり常識觀となるを非難するやも知れないが、現代の日本は寧ろ其の素人論と常識觀とを必要とするのである。素人論は事實に純眞であり、常識觀は問題の核心を直視する。大正三年の教育調査會はいはゆる玄人達を集めたが爲に徒らに小田原

評議に終始した。又大正六年の臨時教育會議は此の種の機關中最も事績を擧げたものであるが、而も尙玄人と稱せられる老政治家、老教育家が多過ぎた爲、矢張り傳統と因襲の殻から脱し得ずして姑息なる折衷案を作り、爲に教育國難を今日に持ち越したのである。故に之を打開し匡正するが爲には寧ろ何ものにも囚はれざる素人の常識觀に由るにあらざれば、我教育國難は到底救はれない。

吾々は近年特に激烈なる政争に悩まされつゝある今日に於て、斯くの如き大調査機關の設立が果して政府當局に發案せられ得るや否やを知らずと雖も、而も余輩としては之に優る手段あるを想像し能はぬのである。假りに如何なる内閣にせよ、若し幸に此の種の大調査會を起し教育の根本的改造に努力したならば、輿論の支持を受け國民の期待を強め得るに相違ないと信ずる。

第三節 終りの言葉

上來回を重ねること將に七十回たらんとして大略ながらも余輩の改造案を述べ、併せて現時の教育問題に對する所見を開陳したが、研究考案を要する事項は固より上に盡きたのでは無い。

否、教育の全面的視野から眺むれば他に幾多の重要問題が横はつて居るのであつて、例へば幼稚園、軍教及青年教練、運動競技の如きに關しても種々の問題があり、殊に宗教教育の如き、勞働教育の如き、又感化教育、貧民教育、病兒教育等々の特殊教育事業の如き、巨細に列叙すれば更に本論文に倍加する紙面を埋めても尙足らぬであらう。

殊に教育改造の內面的考察、學科課程の構成及教授細目の吟味等に精細なる記述を試むるとせば、單に一小學校に於ける一國語科を如何にすべきかの問題と雖も相當長論文になる。更に問題の漢文や英語の事を論究すれば、それだけでも十回や十五回で記述し盡すことは出来ない。それは當然に別の機會に取扱はるべきであり、余輩が本文に述ぶる所は主として教育制度の中樞的組織を概論し、就中學制問題に焦點を置いての管見に外ならない。それは廣大なる教育界の一見取圖であり、正面より略寫したる一設計案として、こゝに提出したのである。

勿論余輩の改革案其他各般の所見に對しては必ずや猛烈なる反對論者が少くないであらう。察するに世にはゆる若溪派の人々は恐らく余輩の師範廢止論に對し絶對的抗議を提出すべく、又はゆる赤門派の人々は容易に高等學校廢止論に贊同するとは思はれない。就中文政當局は必ずや余輩の主張する分化的統合主義を不可とし、民本的自由主義の新學制案を排撃す

るに相違なからう。そして是等の人々は本論文の提案を以て一種の破壊論とも實行不可能とも評するであらうことを想像し得ぬでは無い。

併しながら余輩は斯くの如き非難にも排撃にも抗議にも何等神經の痛みを感じるのでは無い。それは夙に豫想し得らるゝ時代錯誤の評論に過ぎないからである。随つて如上の人々に依つて反對さればされるだけ、余輩の自信は強められるのである。わけでも文政當局が教育行政上に於ける從來の職司權能を保持せんとする立場から、余輩の改革案を否定するであらうことは、其の事自らが官僚主義、形式主義、法規萬能主義の思想を告白するに外ならずして、我國の教育を今日の狀態に立ち至らしめたる痼疾は、實に歴代文政當局の頭腦に粘著してゐるのである。

吾々は既に各般の方面から現行教育制度を裏づけつゝある教育方針の如何に誤れるかを指摘した。今は唯最後の言葉を呈するだけであるが、希くは冷靜に時代の趨向を察し、輿論の聲に耳を傾け、そして國民現實の要求に接觸せよ。少くとも先づ其の官僚氣質と形式主義を脱ぎ捨てゝは何うか。凡そ現在の諸官衙中、文部省管掌の領域——殊に官立學校——の如く、未だに時代遅れの規則習慣を墨守してゐる所は他に見當らない。それは恰も中世のカトリック教會の

如く末節に拘泥し小事に頑強にして普選の空氣にも、デモクラシーの風にも、全然没交渉なる特別地帯としか思はれない。而も其の中世式頭腦を以て學生の思想を取締り、青年教養の任務に當つてゐるのである。神の眼には悲哀とも矛盾とも映するに相違ない。

併しながら教育方針轉換の機運は最早や潮の満つるが如く溢れ漲りつゝある。例へば文政當局が其の形式主義と劃一主義を固執すればする程、當局それ自身に於て苦難の淵を深めてゐるのである。杜撰なる中學改善案の如き、試験制度改正案の如き、寧ろ氣の毒なる苦悶の象徴たらずして何であるか。

教育は文部省限りの所有物にあらずして國民生活の全的事實であるが如く、學校は法規と教職員限りの對象物にあらずして國民の持ち物である。然るに其の學校あるが爲に入學志願者は呻吟し、在學生は處罰に恐怖し、卒業者は街頭に迷ひ、思想善導が今更めかしく必要づけられ、そして他方よりは機會均等、特權打破の叫びが世間にこだましつつあるのである。唯それだけでも最早や方針の大轉換を發想し、國民の要求に聽きて雄々しく改造に前進するを賢明とせずや。教育當局始め、廣く朝野有識者の精慮を望む所以である。(一等當選論文完)

教育改造論 (二等當選梗概)

吉田 龜太郎

吉田龜太郎氏の小歴



明治二十八年二月秋田縣南秋田郡拂戸村に生る。大正三年秋田縣師範學校を卒業し、六年まで同縣下小學校に奉職、七年京都市小學校に轉じ、在京七年。十四年朝鮮に赴き高等女學校、師範學校に奉職。昭和三年字部官市下野中央銀行に入り、現に同行爲替課に勤務中。これより先大正十二年中等教員檢定試験教育科に合格。昭和四年春、國民新聞社懸賞「教育改造論」に應募し二等(賞金壹千圓)に當選す。

第一章 改造の目標

一 現代の社會相と教育 世界大戰に依つて漁夫の利を得た我國の貿易は、當時殆ど東半球を獨占し、好景氣の榮華に歡樂の歌を高唱する觀があつたが、それも今は一場の夢と化し去つた。そして都會へ、都會へと蝟集せる労働者の群は、主なき工場を取圍んで溜息をつき、平和なる田園にも冷かな風が吹き荒んでゐる。

失業問題乃至生活問題が、單に百七十萬の工業労働者と三百十萬の農業労働者を脅かしてゐるうちはまだしものこと、苦難の世相はそれに止まらずして從來支配階級と目ざされ、安全地帯と羨まれた有識階級にも既に魔の手は擴がりつゝある。斯くして學校出の者が何の苦勞もなく社會の上層に据ゑられ、物心兩面に優越的地位を許された時代は最早や過去の歴史となつた。

『生存』は、敢てアダム・スミスの言を待つまでもなく人間第一次の要求である。此の生存の二字を侵されたところに、文化の建設も政治の基調も教育の目的もあり得よう筈がない。若し教育が、過去の歴史に在りし教育の如く學校が聖堂であり、教育者が天國の幸福を説く

牧師であり、教材が聖典であるならば、社會の思潮色彩が如何に變らうと、それに頓着なく永遠に聖的に存在し得るわけであるが、教育本來の使命は決してさうしたものであるまい。社會あつての教育であり、教育あつての社會であり、教育は如何なる場合に於ても現實の社會と絶縁して價值づけられ得ざる關係に在らねばならない。

教育の性質を斯く觀じ斯く理解して、さて現今の社會相——失業苦、生活苦、就職難、左傾思想、直接行動、保守主義者の反動的言動等々——に思慮を注ぐとき、我國の教育は果して國民生活の實際に觸れてゐるかどうか。

二 教育改造の根本的要件 教育は西洋に於ても東洋に於ても最初は貴族階級、有産階級から産れ出たものである。是等の人々は敢て『生存』又は『生活』について考慮する必要もなく、いはゞ趣味とし好尚としての教育を、其の時代の教育に求めたのである。

しかし現今の教育はかうしたことを許されない。國家は自衛的の立場から國民に教育を強制し、國民も亦よりよき人生を營まんが爲に教育を受けつゝある。而も其の國家的自衛といひ、よりよき人生といひ、それは決して昔の如く文雅のものでもなければ實生活を抽離せる形式的のものでもなく、極めて實質的經驗的のものである。別言すれば、國家は國民を以て一個の

經濟的生産機關と看做して教育を必要とし、世の大部分の親達も亦子供に望むに物的生活の安定を期待するが故に教育を重要とするのである。斯く國家竝に父兄等が既に功利的、經濟的動機の下に教育の存在價値を認めつゝあるに拘らず、現代の教育は却つて之に背馳するやうな状態に在りはせぬか。

教育が單に貴族と有産階級の持ち物ではなくて、既に其の範圍が無産勤勞階級にまで擴張されたからには、教育の内容も當然之に伴つて舊套を離脱しなくてはならない。然らずんば無産階級にとつては却つて無益の時間と學費とを教育の爲に奪はれ、見方に依つてはいはゆる教育こそ是等の人々の人生を害するものにもなる。

然るに現制小學校令に於ては、尋常小學校に於て何等實科的陶冶に關する規定なく、高等小學校に至つて初めて之を課することになつてゐるが、それすら府縣知事の認可を得て隨意科目と爲し得るやうに出來てゐる。故に下層民の大部分の子弟は折角六箇年の長き義務教育を終へて實社會に出ようとしても、自己の踏みこみ得べき職業上の知識技能は勿論、其の理解と趣味だに持ち合すことなくして荒涼たる世界に抛り出されることになる。是れ明かに尋常小學校を以て、有産階級の子弟が上級學校に進み行く爲の準備機關と看做しての制度にあらざれば、初

等教育を以て一般的陶冶の美名の下に誤れる形式教育を施し、或は國民教育てふ概念的抽象觀念に囚はれて、土地、環境、職業等の差異を無視せる劃一主義の致すところではないか。

有産階級が國家構成の要素であると共に、無産階級も等しく國家構成の要素である。有産階級の子弟が將來文化の創造に依つて國家に貢献するならば、無産階級も亦將來鋤とハンマーに依つて國家に寄與する資源たらねばならぬ。有産階級の父兄が我が子に望む特殊なる將來あるを認識すると共に、無産階級の父兄が我が子に望む特殊の未來あることも亦同じく至當の理である。然るに現制教育は全然貧富の差に依る階級的區別を設けず、一律平等の共同教育を施すを理想として定められてゐるから、今假りに無産階級本位の教育を施すとすれば、有産階級にとりては之が爲に迷惑を感じ、自然前者の犠牲とならねばならぬやうになる。故に現在の學制の下に在つては結局一兎を追へば一兎を失ふ憾みを避け得ないのであつて、之を根本的に改造しようとするれば、勢ひ初等教育より高等教育に至る學校系統其のものゝ全部を先づ、國民の經濟的實情に基きて二系統に分立せしむることの外、最善の方法は無いと思ふ。

第二章 學校系統の改革

一 學校系統の二大別 前述の論據から、先づ初等教育は現在の平等無差別なる小學校を廢して

(1)國民學校 實科的陶冶を目的とするもの

(2)文化小學校 文化的陶冶を目的とするもの

の二系統に區別する。そして前者は農村に在りては小自作農、小作人、都會に在りては小賣商、家内工業者並に勞働者の子弟を收容し、學校費は全部國庫の負擔たらしめ、後者の文化小學校には少數の地主、資本家並に高級の給料生活者の子弟を入學せしめ、其の施設及經費等總て私營私辦とする。略言すれば、國民學校は無産階級及之に準ずるものを對象とする國立教育機關たらしめ、文化小學校は有産階級及之に準ずるものを對象とする私立學校たらしめる。但し共に其の修業年限を六箇年とし之を義務教育として強制することは現制通りでよい。

次に上記の國民學校を了へたるものゝ將來は、小作人、勞働者の子弟の爲には、一方に於て三箇年の「公民學校」を各國民學校に設置し、半強制的に修學せしめ——現制高等小學は廢止す

——他の一方には農、工、商のいづれかを主とする「實科中學校」を設け、國民學校卒業者中比較的餘裕ある家庭の子弟を收容する機關たらしめる。其の修業年限は現制實科學校と同様にし、其の經費は地方負擔とする。

然らば前記文化小學校を卒業したるもの、進程は如何といふに、之は有産階級の機關であるから、全然無産者のそれと系統を別にし、「文化中學校——大學豫備校——大學」と聯絡昇進せしめ、此の間各種の専門學校を志すものは文化中學校を経て之に入學せしめること現制の如くあらしめる。但し此の文化中學校に相當すべき現在の中學校は他の實業學校に比して著しく過多なるが故に大に之を減少し、一府縣一校乃至三校程度に制限する。(資本家の經營による私立は別として)

以上は男子の爲の學校系統を述べたのであるが、女子の場合に於ても、男子のそれと併行せしめることとする。即ち國民學校を卒業せる女子にして上級學校希望のものは「實科女學校」に又文化小學校を卒業せる女子は「文化女學校」へと進ましめる。

斯くの如く二種の學校系統を分立せしむることに依つて得るところの効果は、第一に國民の各々が富及職業等に照らして自ら適切と認むる教育を少しの無駄なく受け得られ、第二に評判の良い公立中學などに殺到しつゝある入學志望者をして各自の適當とする農、工、商いづれかの實科中學校に向はしむることとなるから、いはゆる試験地獄の悲劇は一掃される。そして有産階級のものには初めより文化小學、文化中學、大學豫備校を経て大學へと進むべく取定められ、此の間何等入學試験を行ふ必要なきが故に、極めて呑気に修學し得るのみならず、是等の學校費は大部分父兄の負擔とするものであるから、他の階級から侵入される虞れもなく、又大學卒業生が銀行會社を歴巡して職を漁らねばならぬやうな苛烈なる就職難も取除かれる。何となれば彼等は最初から資本階級に屬するものであるからである。

二 官立學校と私立學校 上述の如く學校系統を二分する結果としてこゝに考慮を必要とすることは、無産階級中の秀才を如何にすべきかの問題である。此の階級に屬する子女の教育は普通の場合國民學校を以て終結し、そして其の中の稍々餘裕あるもの、又は特別の便宜とか志望とかを持つものは實科中學校、實科女學校に進むのであるが、無産者の教育機關は之を以て打止めとなる。併しながら秀才は決して有産階級の獨占物でもなければ、資本家限りに恵まれたる天の賜でもない。否、秀才は寧ろ無産者の間から多く輩出するのであるが、唯不運なる境遇に置かるゝ爲に十分の教育を受け得ずして暗から暗に葬り去られるのである。であるから國

家としては此の缺陷を充たすが爲に相當の施設を講ずべきであり、そこに公立文化中學校の必要と官立大學及官立専門學校の設置が承認されねばならない。此の公立中學校は國民學校の中より秀才を選抜し入學せしむるものであつて一府縣一校乃至三校程度とし、又此の官立大學及専門學校は公立中學校卒業者を國費に依つて教育することにする。故に本案を實施するに於ては文化中學以上の高等教育機關も有産者と無産者との二系統に分れ、有産者のものは私立より成り、無産者のものは公費及官費を以て支辨せられる。言葉を換へるならば、國家又は地方費に依つて施設經營せらるゝものは總て無産階級及之に準ずるものを對象とすべく、有産階級は之に異なりて自ら有する富の力に依り國家の經費又は補助を待たずして自ら欲するがまゝに子女を教育すれば足る。

それで此の案に依る學校系統を經費の點から約言すれば

(イ)市町村費に依るもの 公民學校一種

(ロ)府縣費に依るもの 農、工、商の實科中學校と實科女學校並に國民學校出身者(即ち無産階級中の秀才)を收容する文化中學校一校乃至三校

(ハ)國費に依るもの 國民學校及大學専門學校等の高等教育機關

斯くして官公立に係るものは、今日の小學校以上大學に至るまで總て無産者及之に準ずるもの教育機關たらしめると同時に、資本家及之に準ずるものゝ爲には文化小學校、文化中學校及大學等總て皆彼等自身の投資經營に依る教育機關として存在せしめる。しかし官立と私立との間に尊卑別を立て、官學萬能の規定又は風習を作るが如きは絶対禁物であり、英米先進國に在つては、却つて私立學校に基礎を置いてゐるといふ事實を見忘れてはならない。

現時市町村費の大部分を占むるものは實に小學校費であり、教育に關する府縣費の負擔の過重なることも世上既に定論がある。貧弱なる地方民が如何に之に苦惱しつゝあるかは、内地農家の一戸當り耕作反平均田五反六畝、畑四反三畝、合計九反九畝歩に止まり、假りに其の全部を田と看做して概算するも年收二十石、時價約六百圓に過ぎざる事實に徴して明瞭であらう。それ故に國民の教育費を國庫負擔と爲すことは、單なる義務教育費補助額の多少を争ふが如き閑問題ではない。然るに如上の改造案を實行するに於ては、有産階級に屬する少數者以外、國民教育費の全部は國庫支辨となり、中等教育に於ても在來の文化的中學校及女學校は著しく減少するが故に、其の經費も輕減せられ得る。

三 國民學校の教育方針 従來の小學校は既に述べたる如く、折角六箇年の義務教育を終

了しても何等實務にも職業にも効果なき一般的陶冶のみに止まつてゐるに拘らず、國民の最大多數を占むる無産階級、小作人、労働者、小賣商、家内小工業者等の總てが、貧弱な財布の底を叩いて、其の經費を負擔させられてゐる。之に異なりてこゝに提案する國民學校の教育は、學校全體が勤勞作業場となり、此の勤勞作業場を通して智育、情育、意育、徳育、體育に豊かなる個人的及社會的教育を與へられる。

之が爲には先づ現に見るが如き鐵骨コンクリートの大きな建物の代りに幾つもの小さく粗末な木造を却つて必要とする。例へば農村の國民學校には田あり畑あり、園藝場、養豚場、養鶏場あり、農具製作場、肥料小屋、食糧品試験場等があり、都市の國民學校には木工場、金工場、塗工場、染織工場、活版所並に販賣所等をも有するものとなる。そして是等を綜合したものが即ち國民學校と稱せらるゝものである。

此の國民學校には各學年、各學級の時間割を教室の入口に掲ぐるが如きことを全然必要としない。登校せる生徒は直ちに作業服を着けてそれ〴〵の作業場に入り、豫定の作業に取りかゝるのであつて、教師は之を指導しつゝ必要に應じて兒童の興味と欲求とに隨ひ、修身を授け國語を教へる。時には歴史談に半日を過すこともあれば、時には十分にて算術を切り上げるこ

ともある。

國民學校には職員室がない。教師は作業場の職工となり、農園の農夫となりつゝ兒童を導かねばならない。故に美しく頭髮を分け、ネクタイを氣にするが如き男教員もなければ、藁草履を引つかけて登校する少女に對してダンスを教へるやうな洋装自慢の女教員も無くなる。無論此の國民學校には試験もなければ級長制度もない。時間毎に鈴を鳴らすを要せざるが故に、小使を置く必要もなく掃除其の他の仕事は總て生徒が其の任に當る。それが國民學校に於ける教育の生命であり特色でもある。

多年學校教育をいやといふ程受けた吾々が、假りに農夫となり職工となつた場合、自身の學びたる知識は何の用を爲すものか。如何程熱心に鶴龜算を教へられても社會に出で、日歩の計算を知らないとすれば、其の知識は商人に取りて何等利益してゐない。今日の學校は徒らに諸學科を羅列し、總てのものを學者に仕上げるべく詰めこんでゐるやうであるが、それが實際生活に於て如何に有效であるかの先決問題は殆ど措いて顧みられてゐない。眞の教育は教育學上の教科統合の原理を社會的實生活に置くものでなくてはならないのであつて、之が爲に先づ學校生活を社會生活の形に改め、其の生活の中に必要を手招きするときに活きた知識を授ける。

随つて之が算術の問題、之が國語の問題といふが如く切り離されたる紋切型の知識や、分類的知識ではなくて、全一的に統合せる具體的知識であらねばならぬ。

四 公民學校の教育 現制の高等小學校は一種の繼子扱ひを受け甚だ不完全であり、都會に於ては中等學校入學試験の落伍者が大部分を占め、地方に於ては小家庭の子弟と少數の師範志望者が收容されてゐるに過ぎない。故に之を廢して公民學校に改造することとするが、其の校舍設備等は國費より成る國民學校と共通的に使用するが善い。随つて之に要する市町村費はさまで嵩まず、現在の小學校費を負擔するに比すれば極めて軽く済む。又今日の民度より考へて必ずしも強制的義務教育となすに及ばない。

然らば此の公立學校の性質は如何といふに、それは前述國民學校の方針と何等異なるを要しない。現在中等以上の學校は都市に集中し、地方民は之に均霑し得ざる状態に在るが故に、吾々は公民學校を以て農村文化普及の中等教育機關たらしめ、成人教育も亦此の機關を中心として行はるべきことを豫定條件とする。而して其の教育の内容は、此の學校の出身者は卒業の日から何等かの職業にありつかねばならぬ事情の下に在るものであるから、當然職業指導を第一の眼目とする。

言ふまでもなく我國の農村は、既に人口過剩に陥り、甚だしく行詰りを告げてゐるが、農村の機械使用は大正九年に於て、僅に一七八五臺の石油發動機と、六八二臺の電動機を數へ得たに拘らず、大正十四年にはそれが約十二倍に増加してゐる有様で、農村の工業化は經濟上必然の趨勢である。故に農村に於ける公民學校は應用理化學が當然重要科目となり、設備上には農事試験所及副業指導所等を加へ、且つ手工科を置きて加工輸出品の増加に必要な基礎的教育を施さねばならない。又人口問題解決の一方策として海外植民の獎勵をも緊切とするが故に、植民地理等にも重きを置くべく、更に自治的訓練、法制的知識の體得は法治國民として必須の要件なるを以て、將來市町村の中堅たるべき國民の爲に、公民學校の教育要素として之を取り入れることを忘れてはならない。

五 實科中學及實科女學校の教育 此の兩機關は中産階級を目標とするものであるが、大體に於ては其の教科目も修業年限も、現在の農工商實業學校及實科女學校の規定に則つて差支ないと思ふ。今日は等の各學校に於ける教育の缺陷は、制度の不備なるに因るよりは寧ろ運用の任に當る實際教育者の罪に原因するが多い。例へば商業學校以外は隨意科目となれる外國語を何れの實業學校にも必修せしめ、それに一週六七時間を課しつゝある爲、生徒は之が豫

習及復習の爲に多大の勞苦を費し、本來の實業教育を犠牲にする觀を呈してゐる。此の弊風は漢文教授に於ても同様に認められる。女學校に於ては更に此の種の弊が多く、明治四十三年家政に關する教科を授ける趣旨の下に設けられた實科女學校の如きも、其の成績は豫期に反し年々志望者が減少しつゝある。之は女學校の傍系視せられて生徒の間に輕侮を受くるのみならず、其の教育の實際も亦實科とは名ばかりで、普通女學校と異なるところなき爲に、一般の女子が自然表面的に體裁よき女學校を希望するからである。

それで吾々の考へる實科女學校には思ひ切つた改革を加へる。即ち其の教科は第一に主力を普通の裁縫に注ぐこととし、刺繡や洋服類の仕立に時間を浪費しない。第二には育兒及看病法と料理に重きを置く。次には修身にしても倫理の綱要を黑板に書きつけるが如き抽象的のものでなくて、日常各家庭や實社會に見聞する事實問題を捉へて正しき理解を與へ、國語に於ては古典文學を講述するやうな教授法を排して、活きた常識の養成を主眼とする。随つて教師の如きも今時の女學校教師を採用したくない。修身にせよ、裁縫料理にせよ、其の擔任者が昨今専門學校を出て來たばかりの二十歳や二十三歳の若い先生では甚だ心許なく、既に家庭を持ち親も子もある一家の主婦といつたやうな立派な苦勞人でなくては、其の有資格者といはれない。

い。そして是等の學校を繁華な都市に大規模に少く設けるよりは、小規模のものを數多く農村に設置して可成的學費のかゝらぬやうにしたい。

×

×

×

×

吾々の新案に係る國民學校、公民學校、實科中學校及實科女學校の教育方針は、概略上述の説明に依りて其の趣旨を知り得べしと信するが、他の系統に屬する文化小學校、文化中學校及其他の高等教育機關に關しては、既に説ける通り少數の官公立學校以外、資本家階級より成る私立私營の學校たるを以て、こゝには其の説明を省略する。

繰り返して言ふが、吾々は貧富の差、都鄙の別、環境の相異を無視せる我國の劃一的共同教育に非常の無理あるを思ふにつけ、各々其の所を得しむるが何よりの急務と考へるのである。貧しきものには先づ食を與へよ、富める者には先づ教育の自由を與へよ。それが吾々の立論の根據である。勿論世のいはゆる無産階級は勞農獨裁政治を夢想し、資本家は初等中等教育費を自辨せしめらるゝことに不平を感ずべく、又教育家は階級的差別による教育系統を非とし、世界に於て平等一律の初等教育を實施するもの唯米と獨と日本あるのみとなし、之を誇るべき長所とも美點ともいふであらう。吾々は此の種の反對論を豫想しつゝ、而も猛然として此の案を

提出するのである。蓋し人には各々の人生があり、それは架空的に描いた人生観でなく、各自「現實の境遇に適應するものたるを要する。此の見地に據りて『社會大多數の幸福』に値ひする教育を考察するとき、吾々は現在の如き有産階級本位の形式教育を支持することに依り、永久に無産者をして經濟的無能力者たらしむるを國家の利益とは認め得ない。教育者が憂ふる階級闘争は、夙に學習院の存在を尊重する事實に徴して、それが單なる杞憂に過ぎざるを知るべく、又米國の共同教育は、彼れが社會組織と個人の富及彼れが教育の實際化といふ三要素により、其の妥當性を認識されてゐるのであつて、我國の實情とは大に趣を異にする。吾々は多數無産者に實技實能を與へ、一步たりとも貧しきものゝ生活を豊かならしむる方法を講ずることが教育の眞目的に適合するものであり、そして階級意識を消滅させる根本的良方策だと思惟するのである。

第三章 教員養成問題

一 師範教育の改善 吾人の考案による國民學校、公民學校及實科中學校は、職業陶冶を以て教育の主張とすること前述の通りなるを以て、是等の學校教師は單に子弟を教育するに止まらず、社會的に職業指導の任務をも自然に受持つことになる。随つて從來の小學教員養成機關たる師範學校も根本的に改造しなければならぬ。

現在の師範學校は高等小學卒業者を收容し、之に五箇年の教育を授けてゐるが、吾人の必要とする新師範學校は高農、高商、高工等の實業専門學校卒業者を其の入學資格者とする。そして其の修業年限は一箇年半とする——一箇年は教育學を専攻せしめ、半箇年は教生として實地教授法を練習せしめる——同時に此の新師範學校は都會向きと農村向きとに分ち、前者には主として高商及高工出身者を入れ、後者には主として高農卒業の經歷あるものを收容する。

吾人が斯く師範學校を改造し大に其の程度を高めるには、職業的陶冶の必要による以外、更に三個の理由がある。

(1) 師範教育に對する根本的疑問——僅に小學校を出たばかりの少年に對し、直ちに狹隘な

る教育者の人格を求め、自由潑刺なる性情を矯め、いはゆる盆栽式ならしむるの弊を取り除くため

(2) 初等教育者の社會上に於ける地位を向上せしむると共に、小學校を中心とする環境教育、社會教化運動等の指導者たらしめ、教育家を以て往時の如く常に思想上の先覺者、秀才の淵藪たる尊嚴を發揮せしめるため

(3) 初等教育者を生活難から免れしむるため——現在の小學校教員は最上級月俸百八十圓となつてゐるが、實際に之を受くるものは大都市を除き一縣一二名に止まり、大部分の小學校長は月俸百圓、首席訓導七八十圓程度である。師範卒業生の初任給が高過ぎるとの説はあるが、全體としての平均額は低く、家族の五人六人も抱へる四十男が七十圓内外の月収では、どうして其の生活に餘裕があり得よう。又老後の計としても少額の恩給以外に何の保障も無いといふことは、勞働問題以上に切迫せる現實の悲哀である。故に其の資格を高めると同時に待遇を善くする

顧みるに獨逸の工業が今日の隆盛を來たしたのは、ミュンヘンの一學務課長たりしケルシュンシュタイナーが國家教育の經濟的職業化を提唱し、全獨逸の國民學校並に實業補習學校の工

業教育を振興せしめた功績に負ふところ多く、又丁抹の悲境を救つて復興の歡びを實現せしめたのは、國民高等學校を創唱して農業教育に新生面を開拓せるクランドウキツクの賜と認められるほどである。斯く獨逸の工業も、丁抹の農業も決して政治家の政策や實業家の投資に依つて得たものでなく、微々たる小學校教員の努力の結晶であることを思へば、何人も教員の力の偉大なるを理解し得ると共に、政治と教育の結合、即ち政教一致の理想國家を憧憬せずにはゐられぬであらう。師範教育の根本的改造は、此の意味に於て經國の緊要事業であらねばならぬ。

二 女子教育の改造 世人は往々「先生といはるゝほどの馬鹿でなし」といひ、其の正直に

過ぎ常識の缺くるを冷評するが、今日の小學教員は官吏の如く年々各地に出張する便宜もなければ、夏季休暇を利用して旅行し得る餘裕も持つてゐない。讀書といつても現在の小學校には見るに足るべき圖書設備を有せずして、そこには唯教授法に關する参考物が若干見出される程度であり、地方新聞の一種、教育雜誌の一二くらゐが漸く校長の卓子に載つてゐるといふ實情の下に、どうして豊かなる常識が得られようか。東京、大阪の一流新聞を全部職員室に取捕へたところで月額十圓内外に過ぎないが、それすら今の小學校には求めがたい。

殊に常識を疑はるゝことの甚だしきは、小學先生の中でも女教員を以て最とする。彼等の大半は嫁入仕度の爲に小學教員の椅子に凭つてゐる有様であり、風呂敷に忍ばせてゐるものは大抵小説類ときまつてゐる。算術、歴史等教員に必要な一般科學でさへ一向に研究せず、まして常識の養成をやである。曾て東京市が地方教員の採用に際し、「レニンとは何か」と問へるに對し、「賣藥の名なり」と答へたといふ珍話を聞いたが、斯くの如きは決して一場の笑草として済まざるべきではない。

それで吾々は男子師範の改造と同時に女子師範についても考慮を拂ふ必要がある。之に對し吾々は男子同様一般教科を授くる五箇年程度の公立文化女學校を各府縣に設立し、それに三箇年の師範科を置き、之を専門學校程度とする。而して教科目は教育、家事裁縫、唱歌、手工とし、特に家事裁縫に多くの時間を割當てる。又三箇年の師範科中、半箇年は實地練習に充つることも男子と同様にする。斯くして女教員の素質を良くすると共に其の地位を高め、俸給を増して男女兩教員の間到现在の如き不合理なる差別待遇なからしめ、女子の公立小學校長及女學校長を公認することも亦無論男子と同じからしむるを當然と考へる。

來るべき時代の社會問題及國家問題として、必ずや婦人問題の重要視せらるゝであらうこと

の明瞭なる現代に於て、女子師範の改造は急務中の急務であらねばならぬ。

三 教員の俸給と待遇

國民學校の經費は其の全額を國庫にて負擔すべしと主張する吾々の提案は、既に前に述べて置いたが、之を教員側より見るとき、そこに又二つの理由がある。一は俸給統一の爲であり、二は教育者の威嚴保持の爲である。

現在の小學教員は府縣により、地方により、厚薄の差ありて甚だしく統一を缺いてゐるが、之は不公平不條理の極である。假りに都市の生活費と農村のそれとに物價及住宅費等の相違があるといふならば、須らく本俸を同一にして之に特別手當を附與する方法を取るを至當とする。然るに此の方法を講ぜざるがため、俸給の差異はやがて恩給の差異となり、各教員争うて都市又は富裕町村に偏集する弊を生じ、頗るおもしろからぬ状態を呈しつゝあるは、實情を知るものゝ切に痛歎するところである。加之、教員俸給費の地方支辨なる結果として、町村吏又は町村會議員等が教員を以て恰も自己の使用人と同一視し、自然教員の尊嚴を冒すの風を免れざるは、是亦忍ぶ能はざる現時の通弊となつてゐる。

それ故に吾々は教員俸給費國庫負擔は勿論、國民學校其のものを國費に移すべしと主張するものであるが、同時に吾々は私案の如く教員の教養と資格を高むるに伴ひ、其の給料を現在の

二倍に増加されねばならぬことを豫想する。然らば其の財源を何れに求むべきか。之について試みに四案を提示する。

(1) 師範學校の改造、其の年限短縮に依る經費の餘剰を國庫に移管すること——既述の如く五箇年の師範學校を一箇年半に改造すれば少くとも三分の二の經費は節減される。殊に此の新師範は單に教育學の一科を授くるに止まるを以て、設備其の他の物件及人件費に於ても三分の二の比率以上に縮小し得る

(2) 恩給支給法を改正すること——現在教員は毎月俸給百分の一を恩給基金として國庫に納付してゐるが、之は自己の養老貯金と同一性質のものであるから、今少しく之を増加すると共に、其の俸給額に應じて累進率を適用し、更に恩給の基本年數を繰延べ、其の受給年齢にも制限を設ける

(3) 年功加俸を廢止すること——現在の教員は五箇年の勤績に依り年額二十四圓の加俸を支給せられ、以後五箇年毎に略々倍額を受けてゐるが、既に年末中等の賞與を受けつゝある上に、更に此の種の賞與に浴するは二重の恩典とも見られる

(4) 學務、勸業、社會教育等の行政整理を行ふこと——吾々の師範改造案は之に依つて地方産

業の開発、學校中心の社會教育化を實現するに在るを以て、現在國家及府縣が投じつゝある勸業及社會教育行政費は大に節約し得るのみならず、教員の素質向上に依り從來些末の監督干涉を行ひつゝあつたことも不必要となり、其の學務行政費は著しく縮小し得る上記の四案は當面に浮び出でたる思ひつきであるが、單に是等の節約額を合しても相當教員優遇の財源たり得るであらう。

更に現在の規定では、帝國大學總長も官立専門學校長も等しく勅任官たるに拘らず、何故に中學校長を奏任とし、小學校長を判任と制限づけつゝあるかの理由が判明してゐない。又其の俸給の如きも、一は年俸三千八百圓なるに對し、他は月俸百八十圓を極限とするなど、如何にも國民教育を冷視せる觀なしとしない。勿論今日までも一府縣三名乃至十名の小學校長は奏任待遇となつてゐるが、それには『五十圓以上の本務月俸』『二十ヶ年以上の正教員』『功勞著しきもの』といふが如き條件があり、其の趣旨は全然國家に對する功勞表彰であつて、普通に意味する待遇とは異なつてゐる。而も其の五十圓以上とか、二十ヶ年以上とか、三名乃至十名などが何を標準として割出した數字であるか、頗る奇である。

吾々は大臣や知事などが町長にも村長にもなるといふ風に、國家の人材が普遍的に社會各方

面に立ち働き、外形上の地位や空名よりも職務に忠誠なることを尊重し、そして其の職責に上下の差別なからしむるを必要と信ずるものである。故に大學總長と小學校長との間に區々の階段を設けず、其の功勞、其の人物に應じて齊しく奏任乃至勅任の待遇にも浴し得る途を開いて何等差支ないと思ふ。俸給に於ても同様である。但し若しも小學校長を奏任とすることが官等の安賣りだといふならば、三學年制度の農業學校を卒業しただけの一年志願兵が、二十三歳で正八位の榮譽を與へらるゝはどうか。又二十四五歳の若い法學士が、大學卒業後僅に二年にして間違ひもなく高等官七等に叙せらるゝはどうか。

第四章 教育行政問題

一 府縣學務局設置の必要 初等教育費の負擔が、市町村を離れて國庫移管となるに於ては、其の監督事務も府縣知事の手を離れて文部大臣の管掌となるのは當然の事であらねばならない。

しかし吾々が今日府縣知事の手に在る教育行政上の權能を總て文部大臣に移し、改めて各府縣に文部直轄の學務局を設置すべしと主張するは、他にも重要な理由がある。其の一は現在の政黨政治の毒牙に教育を嚙ませたくないからであり、其の二は内務直系の府縣行政の中に教育を置くが爲に生ずる諸種の情弊を取り除きたいからである。

第一の實例は、既に世人が各地到るところに目撃する通りであつて、細かに指摘するまでもなく、さき頃宮崎縣下の騷擾事件を激成せる女子師範移轉問題を見れば思ひ半ばに過ぐるであらう。現在司法權だけが公正を保ち得る所以は、それが政黨の累ひを蒙らざる獨立の地位を有する爲であり、理想的には教育も亦同様の立場に置かしむるを可とするであらうが、國民教育を以て國家行政の一部と爲しつゝある今日に於ては、たとひ文部大臣其のものが政黨の子であ

るにもせよ、之を内務所屬の行政範圍から切離して文部大臣第一次監督の下に獨立せしむることに依り、相當の効果を擧げ得ることを疑はない。

從來の例によれば、高等試験に合格せる若き法學士が内務省に採用されて各府縣に勤務するや、最初の一年間は首席屬又は主任警部の職に就き、二年目には一は學務課長、他は警務課長の椅子を與へられる。そして其の二十五六歳くらゐの學務課長殿が多年教育に従事せる白髮交りの老教育家を監督すといふのだから、實際は寧ろおかしなものであり、相當の關係を重ねた中學校長あたりから見れば、自分よりは二十年も三十年もの後に生れた教へ子の爲に顎で指圖されるといふ奇觀を呈する。其の上に此の學務課長は長くて三年、短かければ一年半くらゐで他に轉任し、各自一日も早く警察部長か内務部長たらんことを胸に描いてゐるのである。かういふ人々の手に運用される教育が、どうして立派な實績を擧げ得ようか。

高等試験令の改正に依り、法律萬能主義の弊は幾分改善されたとしても、又學務課長の任用資格を中等教員又は其の經驗あるものに擴張されたとしても、將來知事にも内務部長にもなり得ないものが内務行政の中に同居してゐることは、恰も文部省が其の愛兒を里子に出したやうなものであり、之を預つた方も繼子扱ひするは自然の成行である。是れ吾々が文部直屬の府縣

學務局設置を主張する第二の理由である。

二 視學制度の改正

次には現實に教育の指導監督に任じつゝある府縣視學の實績から見ても、更に根本的に改正の必要が痛感される。現在各府縣所在の學校教育に對する指導監督は事實上四通りに分れてゐる。即ち

(A) 文部省直轄學校 之は府縣行政と全然交渉である

(B) 中等學校 之は府縣視學の手を経ず諸事學務課長又は學務部長と直接交渉を行ふ

(C) 市部の學校 名目は府縣知事の監督の下に在るけれども、實際には市に於て獨立的に運行してゐる。殊に東京、大阪の如き大都市に在つては府縣のそれよりも立派な學務局長や、市視學が堂々の陣を張つてゐる

(D) 市部以外の初等學校 唯之だけが府縣視學の權能下に置かれてある
苟くも府縣視學と銘打つ以上、本質的には初等教育は勿論、中等教育以上にも總て指揮監督權の及ぶを至當とするに拘らず、實際は上述の如く單に初等教育であり、それも市部以外に在る町村の學校に限られてゐるのである。斯くの如きは即ち現行視學制度の缺陷に原因するのであつて、今日の官制による府縣視學の任用は「小學校長の經驗あるもの、又は中等教員の經

驗並に其の資格あるもの』と定められてゐる。随つて比較的財力に富める少數の府縣は別として、他の大部分は縣下二流どころの小學校長を視學に任じ、其の首席といつたところで廣島高師の教育科(二年制度)から出たものを見受けるくらいが關の山となつてゐる。府縣視學其のもの、經歷が既に斯くの如くであるから、彼等をして中等學校以上の教員を指導監督せしむることとは所詮不可能なばかりでなく、中等學校側では彼等の存在をさへ認めてゐないといふ状態である。

加之、現制府縣視學に伴ふ情弊は何人の眼にも輕視を許さない。第一に其の任用が内務行政家の見地から拔擢してゐるものであり、第二は學務部長及學務課長の更迭頻繁なるため、教員の昇給、轉任、退職等人事上の實權は彼等の掌裡に秘せられ、情實本位の「閥」を造りつゝある。そこで吾々の考案による府縣學務局は、文部直屬の下に局長一名、專任視學兩三名、事務員七八名を置いて行政的方面を擔當せしめると同時に、教育教授上の指導並に社會教化の兩方面を合して其の任務を中等學校以上に奉職する教諭及教授の中から適材を選び之を兼職せしめることにしたい。局長は知事其の他との權衡上勅任級とし、專任視學は奏任——之は専ら行政事務の運行を掌り教育教授上の指導には直接干與しない——そして事務員は中學卒業程度の判任

級を採用すればいい。尙從來の視學制度に襲用せられたる指導監督なる文字中より「監督」の二字を削ることも必要と考へる。幸ひに此の改革案が實現されるならば、專任視學は兩三名に過ぎないとしても、多くの兼任視學により初等教育は中等教員に指導され、中等教育は専門學校以上の教授に啓發されて、規則と教科書本位の監督から、新たな識能と活動へと發展し、各種の弊害も排除されるであらう。而も此の兼任視學は別に本職を有するが故に、敢て多くの經費を増加することなしに効果を擧げ得るのである。

三 初等教員の轉任及退職問題 現時の小學教員にはいはゆる定期異動があり、毎年三月には各府縣とも大々的に教員を更迭せしめてゐるが教育の本質的意義から考察して、特に其の永續性を必要とする教員の地位を輕々に動かすことは寧ろ一種の罪惡である。而もそれが視學の一顰一笑に依つて斷行せられ、殊に此の間老練なる教員の退職を強ひらるゝが如きは、忍び難き現實といはねばならない。小學校令では(一)身體の故障又は精神の衰弱、(二)病氣又は自己の都合、(三)休職者の復職せる時、此の三つの場合以外刑事上の罪でも犯したものでなければ退職命令を受ける虞はない筈だが、事實に於て五十歳以上の教員は各府縣を見渡して幾人あるであらう。國家最高の重任たる大臣は概ね六十歳以上であり、實業界では五十を越してか

ら漸く幅を利かし得る世の中に、初等教員のみは五十の聲を聞くと痛ましき危険期の切迫を感じる。それは府縣知事が文部大臣の指揮を受け、無條件的に退職處分を行ひ得る規定が設けられてゐるからであり、實際には知事の目玉の動きやう、否、一視學の御機嫌一つで自由に生殺與奪の權を揮ひ得るやうに出來てゐるのである。吾々は此の機會に於て小學校令施行規則第二百二十七條の消滅を切要とせずにはゐられなす。

第五章 私立學校の教育

一 教育の自由性と私立學校

上來吾々は主として國家教育の立場から公立及官立學校關

係の諸問題を論じたから、こゝには私案による他の教育系統、即ち私立學校について考察する。教育は元來ヘルバルトが道破した通り、總ての人々が共通に持つところの理念であり、世の如何なる親達も自分の子に對する何かの教育觀だけはたとひ曲りなりにも必ず抱懷してゐる。それは概して教育の目的論に屬する性質のものであるが、方法論に於ても全然無關心の人はない。随つて假りに我が子を各人任意の方法に依り其の欲するがまゝに教育すべしとしたならば、それは十人十色、各自其の歩み方を異にするに相違なく、萬人悉く同一の教育を施すが如きことは在り得べくもない。此の意味に於て教育の本質は極めて自由性を持つたものであらねばならぬのである。

勿論現實の社會に在つては、此の種の自由は無制限に許されず、國家は定められたる義務教育を必要とし、定められたる教材と教員とを命令もし服従もせしめるのである。併しながら國家の規制も命令も、決して絶對的のものではなく、そこには適度の自由が容認されてゐる。私

立學校は此の教育本來の自由性と、容認されたる範圍に於て公立學校と相對峙し、十二分に存在價值を發揮し得るのである。

二 時代の變遷と富豪道德 公立小學校は玉石混淆の教育場である。子供が現に生活してゐる境遇の如何なるものであり、將來作らるべき家庭の如何なるものであるかは、少しも念頭に置かれず、粗暴に取扱はるゝ家庭の子も、不潔な境遇に放任さるゝ兒童も、唯一様無差別に教育されてゐる。此の間、各々の考へでは、金持ちは金持ち同志が一團となつて私立學校を経營し、初等教育より大學教育に至るまで何の屈託もなく、すんなりと個性を伸ばし得ることが、彼等に取つて如何に大切な義務であり事業であるかを思はずには居れない。

然るに我國の富豪は一般に子女の教育を眞剣に考慮せず、先祖から譲られた財産又は自己の産み出した資産を如何に有効に活用すべきかについて定見を持つてゐないのみならず、人間は苦勞させぬと偉くなれないといふやうな因襲的觀念を迷信してゐるものが多い。艱難汝を玉にすとか、可愛い子に旅をさせるといつた氣持ちで、故意にこせ、くした教育を與へる風があるが、それは假りに全然誤つた見解ではないにしても、金持ちは金持ちらしく、其の子供の天分を發芽させることを一層必要とする。現に英國國民は此の自覺の下に其の子を教育して居り、豊

かな家庭ほど優れた學者、發明家、大政治家を多く出してゐるではないか。

若しも富豪階級の人々が、特に其の子弟を立派な人間に仕上げたいと念するならば、百姓や職人に必要な教育を授けるよりは、より大切な事がある。それは時代の推移、産業組織の變化に伴ふ新社會に處すべき新道德の涵養である。從來の道德は上下兩階級から成る縦の道德であるため、富豪の子供は生れながらにして謙遜の徳に遠ざかり、天賦人權の意義を正しく理解する機會に接しない。然るに今や社會の状態は一變して上下關係は平等關係となり、尊卑相隔つる奴隸的關係から共存共和的關係に變つてゐる。此の時代趨勢に眼ざめて其の子の將來を幸福ならしむることは、不必要なる勞苦を富豪の子に強制するよりも遙に重要な教育でなければならぬ。故に吾々は貧富無差別なる劃一共同教育を最善としないで、金持ちは金持ちらしい教育を施すべく別に私立學校を起し、其の文化的教養を高めんことを提唱するものである。

三 二種中學制に對する批判 私家の學校系統は既述の如く國民の實生活程度を基礎とし初等教育より截然兩分して相侵すなからしめる。即ち富豪の子は初めから文化小學校に入り、文化中學を経て大學に進むのであつて、それは純然たる豫備校であり、そこには入學試験も内申考査もなく、又卒業後農工商の職業を求めねばならぬやうな分子は一人もない。此の見地から

近來世に傳へらるゝ二種制中學案を眺むれば如何にも姑息の嫌ひがある。若し現制中學校卒業者に何等實務上の知識なきを憂へて實科教育を加へることが眞實の理由ならば、それは徒らに學制を混亂せしむるに止まり何等の効果も在り得ない。卒業後實務に就かうとするものは、初めから實業學校に入學するが當然であり、若し又一般に勤勞教育を與ふる趣旨に出發するものならば、敢て第一種、第二種の別を要せず、全部の生徒に實科を課すべきである。然るに同じ中學校の中に甲乙兩種を置き、二つのコースを敷くに於ては、曾て各地の師範學校に試みられたときの經驗が示す通り、實科は成績不良群の巢と化するに相違ない——師範學校は其の大部分が上級に進まうとする志望を持たない生徒であるから、必ずしも英語の必要はないとの理由で、英語を修めるものと、英語の代りに手工其の他の教科を専修するものとの二種に區別したところが、比較的成績良好な生徒は上級學校志望の有無を問はず悉く英語を希望し、結局一方は優良生、他方は劣等生と區別づけられることとなつた。それで此の制度は自然消滅に歸したのである。——故に吾々は斯くの如き不徹底な二種中學制などに彷徨しないで、専ら能力本位に考へられた從來の學制を改めて、私案の如く資力本位、生活本位の二系統を立てるが適切と思ふ。

四 教育の理想と私立學校

教育はあらゆる事業中に於て最も神聖尊貴なものであるが、現に此の事業に従事しつゝある教育者は、其の十中の九人までも我が子を教員にしたくないと言ふ。之は教育其のものゝ樂しからざるにはあらずして、教員生活の好ましからざるを表白する悲鳴である。言を換ふれば、教育の理想なり主義なりが、今日の如き制度の下に在つては到底實現し得ないといふ絶望の聲である。

國家が教育を統一した結果として、總ての學校は一個の官廳組織となつた。どの學校を訪問しても、校長室は最も華奢であり、少くとも羅沙張の卓子と眩懸椅子は校長の専用として備へつけられてゐるといつた風に官僚的威嚴を必要とし、校長は一校の責任者として部下教職員を統督してゐるが、しかし更に實情を究むれば、其の部下の教職員なるものは悉く他の責任官廳之を任命し、校長は自己意中の信任者を寄せ集め得ない制度になつてゐるのである。國家は校長に對して一校の責任を負はしめるが、其の教育を一任するのでもなければ、部下職員を組織を委ぬるでもない。随つて校長と職員との關係は表面的、形式的で、相互の精神的融合を缺き、往々職員間の暗闘軋轢沙汰をさへ耳にする。之が偽りなき公立學校の状態なるに於て、眞實に教育を理解し教育に安住せんとする教育界の清教徒や新人達が、其の境遇に慊焉の念を懷くは

寧ろ當然ではないか。

それ故に、吾々は是等教育界の理想主義者乃至新思想家と世の富豪とが、私立學校に於て握手せんことを希望し且つ期待して已まない。經濟界に合資又は株式會社があつて、資本を提供し利殖を計るものと、實務及技術を提供して事業を經營するものとの握手が行はれてゐると同様に、世の富豪が自由の天地に在つて、眞劍に教育を活かさうとする人々と提携することは、最も望ましく、又效果的な計畫ではあるまいか。從來の私立學校は教育界の先覺者が幾分の苦心を重ね、押し寄せる經營難と戦つて築きあげたものであり、それは富豪の投資によるものではなくて寧ろ無産者の私立學校——貧しきものが貧しきものを對象として而も程度の高い高等教育から始めたもの——であつたが、吾々の要求する私立學校は之と異なつて、富めるものが富めるものを對象として、而も初等教育より開拓すべきであり、斯くして官僚主義に嫌焉たる人々により眞實の教育が行はれ得るであらうことを吾々は信ずる。そして、教育といふ言葉の前に總ての兒童を性惡的に見つゝある我國の學校教育、學ばしめる爲の教授法ではなくて授けるが爲の教授法に終始しつゝある今日の學校教育、一學級に五十名乃至八十名の兒童を押し込みつゝ口に個性伸暢や個別指導等を高唱する現時の公立學校以外に、誠實なる自由と、爽快な

る空氣に溢るゝ私立學校を現出せしめることは、何ものよりも貴く悦ばしい事業であるを信ずる。

尙此の私立學校に於ける兒童就學の始期や教授法の内容及異常兒童問題等についても論ずべき點多けれど、こゝには省略する。

第六章 女子教育問題

女學校問題に關する制度上及一般的所見は、すでに前に略述したから、こゝには女學校教育を受け得ない境遇に在るもの、竝に有閑階級に屬する婦人の問題について考察したい。

一 女子高等小學の價值 さて先づ女學校教育を受け得ない境遇に在るものといへば、それは尋常小學六學年を卒へて家庭に留まり、家事裁縫、農事の手傳ひ等に從事するもの、又は高等小學に入りて更に二箇年の教育を受けるもの、若くは他に出で、小店員又は召使ひとなるものなどであり、國民の實態から見れば無論、女學校教育を受け得る幸福の地位に在るものにくらべて絶對多數である。然るに我國の初等教育は是等の女子に對して如何なる用意を拂つてゐるかを一考しなければならぬ。例へば小學校の教科目を一瞥しても、唯裁縫の一科を除けば他は殆ど男子のそれと差異がなく、殊に女子としての教養を重要視せる施設は少しも認められない。又更に試みに女學校に使用しつゝある修身教科書を繙いても、それは男子中學校用のものと取替へて何等不都合なき無特色である。斯くの如き教育に依つて果して、女子としての自覺を持たしめ、男子の傀儡たらしめざることを期待し得るであらうか。

吾々は前に高等小學校を廢止し、之に代ふるに公民學校を設け、實業に關する知識經驗と、公民生活に必要な教養を與ふべきことを提案して置いたが、今女子の場合に於ても同様の主張を支持しなければならぬ。何故に高等小學校を廢止すべきであるかといへば、それは尋常五六年の延長復習に過ぎないからである。現に農村に於ける高等小學校の女生徒が其の數甚だ少く、一校僅々十名内外に止まるやうな地方もあるといふ事實は、最も雄辯に之を説明する。

二 農村の生活改善と女子教育 漢籍を學び文字を習ふことを教育の根本義だと心得て居つた過去の因襲的概念が、今尙頑強に舊き人々の腦底にこびりついでゐることは、誠に不幸なる錯覺である。かういふ人々は教育即生活の意義を理解せず、農村の生活改善が如何に女子教育と緊切な關係に在るかを、未だに悟らずにゐるが、吾々は此の方面に於ける重要性を看過してはならない。

農村の生活改善、之を具體的にいふならば、主として衣食住の問題であるが、我國現在の農村は衣、食、住の三者共、尙甚だしく原始的、非文明的状态に在る。例へば煙突なしの竈に薪を投じて室内を煤烟に暗くし、僅かな費用を惜んで作業場及馬小屋を分離せず、又寢室の構造の非衛生、榮養を顧慮せざる食物や、衣類の保存洗濯等に不器用なことなど、誠に氣の毒に感

ぜらるゝ程である。是等の状態を見ても女子の實際的常識が今少しく開發されてゐたならば、如何に其の生活を楽しくし得るであらう。住宅の營造は女の手に依らないとしても、家を清潔にし室を明るくすることは女の任務であり、日常の食物を調理することも、清楚な衣服を纏しめることも女の役目ではないか。農村の文明を地平線に引上げるに當つて、女子教育は實に最も多くの任務を負荷するといはねばならない。此の意味に於て女子の補習教育は男子のそれよりも一層緊切であり、そして其の教育方針が地方的、實務的であらねばならぬことゝ、婦徳の涵養を精神的要素とすべきことを切言する。

三 新舊兩思潮と有閑婦人の責任 久しい間無自覺時代を經過して來た日本婦人も、今や新舊兩思潮の大きな浪に揉まれ、新時代の尖端を行かんとするものは、女性中心の世界へと其の翼を擴ぐべく身構へつゝある。犯罪の裏面に女ありといふが、其の見解の當否は別とし、少くとも社會の病的現象に對して健全なる女子の自覺があるならば、そこに顯著なる淨化作用の起ることは疑ふの餘地がない。否、人類の半ばを占むる女子の自覺なくして社會淨化の可能性は到底豫想することが出來ない。而して吾々は之が當面の使命を有閑階級の婦人に求めたいのである。

女の問題を男の手で解決しようとしても、それは本來不自然の努力である。併しながら拂曉より深夜に至るまで育児、炊掃、裁縫等の家事に追はれ寸刻の暇もなきものに向つて之が解決を求むるは無理である。然るに有閑階級の婦人は家庭の雜務は總て之を婢女に委し、第一本、襪襪一枚をだに手にすることなき境遇に恵まれつゝ日髪、日化粧、衣服、芝居、社交以外何等有意義の人生を見出し得ざる如きは餘りにも惜しむべきではないか。吾々の要求するところは女子を中心として新舊兩思潮の間に孕める教育問題、社會問題、廣き意味の生活問題に眼を開き、身を以て之が解決指導の任を盡せといふのである。對内的には久しく男子に壓倒され來れる女子、對外的には世界人文の趨勢に取殘されたる女子、考へれば考へるほど女子教育問題は重大である。特に多幸なる境遇に恵まるゝ有閑婦人は今こそ我國往昔の女子魂を喚び起して、過渡時代の危険期に直面しつゝある婦人問題に善處すべきである。

第七章 成人教育問題

一 學校教育の功罪 普通に教育といへば直ちに「學校教育」と解するのが日本人の概念的知識である。そして學校教育なるものがまた卒業免狀や肩書を得て就職及社會的地位をより善くする爲の道具と看做されて居り、甚だしく資本化、貨幣化されてゐる。此の實例は朝鮮に於て最も鮮明に示され、彼の地の賃銀が一日三十錢乃至五十錢なるに對し、五年程度の普通學校卒業後、三年制の道立師範を出たものは初任級四十三圓の訓導となり得るやうになつてゐる。故に道立師範入學志願者は毎年收容定員の十倍を超え、押すな／＼の盛況を呈する。

斯くの如き誤れる學校教育本位の概念と、之に伴ふ功利的觀念とが、如何に教育本來の意義に反するかは改めて説明するまでもないが、而も尙其の弊風は上下に瀰漫してゐる。いはゆる試験地獄は從來主として中學校及高等學校入學の場合に放たれた悲鳴であつたが、今は各官立大學の收容力不足のため一年三千名以上の落伍者（文理科大學の分を含めて）が現れ、其の上知識階級の失業者が十萬を超ゆと傳へられる。是等の事實は總て教育に對する謬見から産み出された結果であつて、いはゆる思想國難の巢窟はこゝに伏在してゐるのではなからうかと想はるるほどであり、國家は多大の經費を投じて寧ろ意外なる禍ひの種因を蒔いてゐるかの如く見える。

此の弊風を打破する爲には、各學校を通じて官私の差別待遇を絶滅すること、學校卒業者のみを厚遇せぬことの二要件を徹底せしむるを急務とすると同時に、一般的には長き學校生活が決して萬人の幸福を齎らすものでないことを悟らしめねばならない。徒らに影を趁ふ教育を受けた爲に、青年の體質を軟弱にし、後日勞務に適せざるものたらしむるのみならず、精神的にもそれが煩悶躊躇の素因たる場合が稀でない。今日の學校教育を冷靜に觀すれば、功罪、相半ばすといふよりも、却つて其の罪、其の暗黒面の方が餘りに痛ましく露出されてゐる。

二 教育の主體と客體 前に吾々の提示せる學校系統案は、上述の如き弊害に考慮するところありて、中産階級以下の實務に従事する子弟の教育は中等教育を以て足れりとし、唯其のうち秀才だけが國家の手を以て十二分に芽を伸ばさすべきであり、而して富めるものゝ教育は、富めるもの自らが満足し得るやう彼等の力に於て之を行ふが至當であると提言した。しかし吾々は決して教育の否定者ではない。否、眞實に教育を理解し教育を愛すればこそ、斯く主張せざるを得ないのである。蓋し人間が自己の存在をより善くすべく最高の完全體へと精進す

ることの本能的要求である限り、教育は人間の社會から取り去る能はざる尊き價値を有する。随つて功利化し方便化したる學校教育ばかりが、教育の全部でも終局目的でもあつてはならない。然るに國家の教育政策が青少年を對象とする學校教育の爲にはあらゆる犠牲を忍びて力癩を入れてゐるに拘らず、大人の爲の教育には何程の施設を講じつゝあるか。又學校教育を意の如く受け得なかつたもの、若くは或る程度の學校を終りて後更に自己の修養を積まんとするもの爲に、如何なる便宜と向上の道が開かれてゐるか。

學校教育は未來の爲の準備である。準備は無論必要に相違ないが、之が爲に現實の必要に迫られてゐる教育を後廻しにして可なりとする理由は無い筈である。總て神の子の如く善良である少青年に對し、大人社會の罪惡を豫想しての道德教育を施しつゝある學校教育よりは、現實に惡人化し、又は惡人化せんとする多くの人々を徳化する大人教育の方が、より急務にして、より效果的なる事業ではなからうか。然るに我國に在つては子供の爲の學校教育のみが教育の全部の如く考へられ、大人には不必要、若くは教育済みの既成品が、立派な成熟者の如く看做されてゐるのは、未だ教育の本質をすら理解してゐないからではないか。概言するに、學校教育は之を教育全系より見て寧ろ其の一部であり客體であつて、本來の主體本體は大人の爲の教育でなくてはならない。

三 大人の爲の學校教育

如上の見地に立てる吾々は、こゝに成人教育即ち大人の爲の學校教育を提案する。之は世にいはゆる社會教育と混同視すべき性質のものではなく、定まれる教育者と被教育者より成る繼續的組織のものを意味する點に於て前者と全く異なるのである。勿論既に各々何等かの職務職業を有する大人の教育であるから、少青年を對象とする學校の如く毎日授業を行ふといふものではなく、土曜の夜、又は日曜の午前等、適當な日時を定めて定期に講義を開くこととし、其の被教育者もせいぜい數十人の同志が一團となり、農村に於ては部落毎に集合する。いはゞ往時の私塾に近いものであり、其の學科教材等は同志の協議により各々趣向特色を異にすべく、毫も劃一的ならしむるを要しない。

此の計畫は、激しき勞務に服する職工及勞働者等の現状より見て或は不可能視せらるゝかも知れない。時間の觀念に乏しく規律的訓練に缺如する我國に於ては、假りに不可能にあらざるまでも至難に相違なく、勞働者に對する社會教育の意の如くならないのも之が爲である。しかし吾々は總ての人間をして人間らしく生活せしむる爲に必要とするところの教養、娛樂、保健等の時間と餘裕とを見出すべく、從來の惡習を改めんことを要望せずには居られない。——資

本家は常に、労働時間の短縮や夜業廢止反對の理由として、外國品の競争難を強調するが、それは能率の増進、技術の進歩、經營方針の改良等、別の工夫に依つて適當の方法を講ずべきである。單に多年の習慣を固執するの不合理なるは、銀行の土曜半休問題解決後、何等商取引其他に支障を來たさなかつた實例に徴しても明瞭である。

且つ又假りに工場労働者の如き劇務に従事するものは姑く別とするも、都會には官公署及銀行會社等の勤務者が少くない。彼等は土曜の半日と日曜とを自由に消費し得る便宜があり、其のうちの數時間を教養に割くことを不可能とせぬ筈である。是等の人々は大部分中等教育を受けたものであるが、學校生活に別れを告げて以來、十年二十年と経過するうちには、自然的に又教養の機會を求むる知的本能の第二期に遭遇する。此の機會を掴みて之に前述の如き學校的教養を施すことは必ずしも難事ではない。農村に在つては、都會に於けるよりも一層時間に餘裕多く、農繁期以外には比較的實行し易いことと思ふ。

問題は寧ろ其の教育者と教室とに在る。徳川時代の私塾には佐藤一齋の如く公職に在るものと、伊藤仁齋の堀川學校の如き浪人塾との二種類があつたが、之を今日に求むるとすれば、都會に於てこそ大學教授其他學識人格の優れたる人を得る便宜もあれ、農村に至つては容易に

其の適任者を見つけ難いであらう。現時の小學校長や僧侶では満足し得ないし、さりとて都會地から一々講師を招聘することは尙更望まれない。吾々は此の缺陷を主たす爲にも、曾て笈を負うて郷關を出でたる先輩達が、老後の餘生を都會に朽ちさせず、各々其の晩年を地方の指導開發に捧げんことを切望して已まない。又さきに教員養成問題の場合に述べたる如く教員の素質を高め、部落毎に教員住宅を設けるやうにして、此の種の事業にも力を注ぎ得るやうにしたい。尙此の教育の機關に必要な教室は、小學校其他の學校開放及寺院の利用等に依るべく、已むなくんば各自が負擔する授業料中より借家賃を支辨するもよゝ。

幸ひに此の大人學校といふべき機關が實現するならば、官吏の白蠟化も、銀行會社店員等の物慾化も、其他各階級の偏執性等も取除かれるであらう。それは管に知識と道德との向上に止まらず、人間として、社會人として、又趣味としての教養に益するところ極めて多きは勿論、それがやがて社會を淨化し、國家國民に光輝あらしめ、時代の進運に貢獻する上に於て、決して青年時代の學校教育に劣らないことを確信する。殊に有閑階級の人々がかうした組織を作ることは最先の急務であらねばならぬ。

四 通俗圖書館の必要 此の問題については全國青年團代表者會議や、社會教育者側など

から屢々持ち出される案であるが、未だに解決されない。都會に於ては夜間學校其他修養の機關と機會とが相當に見受けられるけれども、不便な農村に在つては通俗圖書館の利用に期待する以外に良策は乏しい。それにも拘らず現に存在するものは多くは都會地である。

吾々の要求する圖書館は、初めから多額の經費をかけた尨大なものでなく、三百冊か五百冊の蔵書より成る小圖書館を各部落毎に設置するに在る。随つて假りに一度に全部を購入するとしても、千圓か千五百圓もあれば足りるのであり、而も其の三百冊か五百冊でも、選擇に注意すれば各方面に互つて一と通りのものは備へ得られる。此の點で最も羨ましいのは米國の圖書教育の行き渡つてゐることであるが、英國に在つては町村に於て通俗圖書館税として、納税額十圓につき約四錢位の附加税を強制してさへ、此の施設を缺くべからずとする程に重要視してゐる。

圖書館教育は學校教育と併行すべきであり、或はより以上の價值と效果とが期待される。然るに我國の現状では、假りに縣立公園があつても其の恩惠に浴するものは市民だけであり、縣立學校、縣立病院等を見ても之を利用し得る人の大部分は農民ではない。而も其の經費といへば農民が同様に負擔させられてゐるのである。敢て巨額の財源を要するではなし、府縣費

に依る施設又は補助としてなりとも、速かに部落單位の通俗圖書館の設置を實現することは、社會政策的見地其の他の諸點から考へ合はせて切實の急務と信ずる。(二等當選論文梗概完)

現制教育問題の検討

(應募論文に表現されたる各問題の分解的調査)

國民新聞編輯局長 細野繁勝

—◇ 容 内 ◇—

第一章	論文公募の趣旨精神
第二章	應募成績と審査方針
第三章	改造の指標明示さる
第四章	共通せる改造根本策
第五章	左傾學徒問題
第六章	所謂内申制に就いて
第七章	學制系統の改革
第八章	教員の待遇問題
第九章	教育と宗教との關係
第十章	運動競技の諸問題

第一章 論文公募の趣旨精神

昭和四年一月、わが國民新聞社は、深く國家文教の現情に考慮する所あり、何よりも先づ國民有識者の痛切なる體驗と、實際的要求とを徵知せんが爲に、懸賞金四千圓を提供して「教育改造論」を廣く江湖に募集した。それは當時の社告に於いて表明せる如く、我が國教育界多年の懸案を如何に解決すべきかにつき、最善の方策を見出すと同時に、現今世論喧しき各種の重要問題に對し、輿論の大勢を明かにし、以て朝野各方面の熟慮攻究に裨益せんとする趣旨に出發したのであつた。

幸ひにして此の計畫は、忽ち一般識者の熱烈なる共鳴を得、殊に教育に關心措かざる人々の間に一大センセーションを捲き起し、その與へたる刺戟と反響とは寧ろ我が社の豫想以上に強く且つ大なりしのみならず、その結果如何に依り、久しきに亙る幾多の宿題に對し、根本的指針を發見し得ると共に、教育界の劃紀的機運を打開すべしと認めらるゝまでに、各方面から重要視せられたのである。

吾等の斯く力言するは決して單なる自畫自讚ではなく、そこには識者の支持を得べき十二分

の理由が存在した。世人の熟知するが如く、我が國の教育制度は明治の創設時代以來、殆ど釘づけの状態に置かれ、爾來部分的には諸般の施設改善を加へられたとしても、その構造及指導方針等に於ては、依然半世紀前の舊形舊態を墨守して變らざる實情に在つた。これが爲に時代錯誤の缺陷は續々として暴露し來り、國民の實生活に適合せず、若しくはそれに没交渉なる制度法令等が、教育界のあらゆる方面に呪ひの聲となつて叫び出されたのである。

歴代の爲政當局としても、素より此の缺陷に何等思慮を運ばなかつたのではない。明治の末葉より大正時代にかけて、學制改革を中心とする種々の調査會の設置されたことは周知の事實であり、例へば往年の高等教育會議や、學制調査會や、臨時教育會議等に於て、上は大學より下は小學に至る制度及内容の改善に關し、何回となく審議を行つたのであるが、しかし其の結果を見れば、いづれも極めて不徹底に終り、むしろたゞ彌縫に彌縫を加へて來たに過ぎなかつた。さきには又教育評議會があり、現在にも文政審議會が置かれてゐるに拘はらず、依然として權威ある解決案を立て、根本的建直しに勇進するほどの方策も氣力も提示されないといふことは、世人の頗る遺憾とするところである。

こゝに於てわが社は官設の調査會以外、國民有識者の智見に依る民設的審議會の必要を認むると同時に、單に教育に従事する専門家のみに限らず、より廣汎なる範圍にわたりて、時代が要求する教育改造案の如何なるものなるかを知るの急務を痛感したのである。直接間接職を官界に奉ずる人々は、如何に改善に銳意しても、多少その職司に拘束されることを免れないのみならず、既定の制度法令に拘泥するの傾向を脱し難き必然性を、それ自らに保持してゐる。また居常教育に従事する専門家の如きも、その環境の影響を受け、自然見解局少となり、加ふるに謂ゆる大學派とか若溪閣など、呼ばるゝ情實因縁等に累ひされて、動もすれば自由公正なる大局觀を缺如する虞れなしとしない。現に此の種の情弊は、過去數度の調査會に於て屢々實例を見せつけられてゐるのである。それよりは之を廣く國民有識者に問ひ、その實生活上の經驗に基ける純眞なる要求を聴くことが、本來は立憲政治の第一義的要件であり、大膽率直なる民意の表現たるべきを信じて、我が社は即ち此の懸賞論文募集を決行したのである。

第二章 應募成績と審査方針

我が社の計畫は、上述の如く初めより臨時民設教育調査會として、或は國民的文政審議會として、現制教育に関する國論の大勢を知らうとする用意に出發したのであるから、當時の社告に於て聲明せる通り、山積せる多年の懸案と、現に直面しつゝある各種の緊要問題に對し、抽象的理想論よりは具體的改善策を求め、殊に現行學制につき國情に適切妥當なる實際案を得ることを目標とした。そして破壊的、空想的ならざる建設的教育國策を如何にし、その制度の如何に改革されねばならぬかを、國民現實の要求に徴せんとする趣旨を明瞭にして置いたのである。——論文の範圍、取材、その他全般の機構は、應募者の任意としたが——それは學理學說の検討、海外諸國の模倣、若しくは國情に不似合な架空案の提唱を求めたのではなくて、論文の内容そのものが直ちに臨時教育會議、學制調査會等に於いて審議せらるゝと同様なる具體的妥當性を開示せんことを期待したからである。換言すれば我が社提供の論題に對する應募者を以て、直ちに國民的教育評議會委員、又は特設文政審議會委員と看做し得る意味に於ての價値を持ち來たさんことを、密かに切望したのである。

言ふまでもなく、問題の性質は極めて嚴肅であり、その考察は國家發展の基礎工事を取固むる重要性を有するものであるから、之に對して明快適切なる解決案を與へることは容易の業とは思はれず。それだけに遍く江湖にその智見を徴したとはいへ、實際に應募する人々が、必ずや教育に造詣深き活眼者であり、國民大衆の中に於いて、特に文政の隆替に潜慮する優れたる識見の持主たらねばならぬことは、言を費すまでもない。加ふるに問題の範圍は廣く、現に一世の耳目を聳動しつゝある懸案のみでも、在來の學校系統や、修學年限論等に止まらず、例へば試験地獄及情實地獄の匡救といひ、特權打破、機會均等主義の要求といひ、或は青年學徒の思想傾向といひ、卒業生の就職難といひ、又或は教育費激増の苦難といひ、成人教育、社會教育の振興といひ、當然に取扱はるべき事項は極めて多いのである。隨つて應募論文を五十回以上七十回と定めた關係により、餘程の識見と自信を有する人士にあらざる限り、輕々に此の舉に参加し得なかつたであらうことは、是れまた多言を要としない。

故に我が社は、此の計畫が果して幾許の成果をもたらし得るかにつき、實は多少の杞憂なきを得なかつたのであるが、しかし文教を愛護する識者の熱誠は、豫想よりも遙に熾烈にして、五月の募集〆切期日までに到着した應募論文は、總數一百三十二篇に上つたのである。(期日後

に接手せる二十餘篇は此の外、有體にいふならば、明治以後歴代政府の力を以て朝野の賢能を集めたにも拘はらず、いまだに良案を見出し得ずして、煩悶と焦燥の裡に空しく時日を経過しつゝある此の重要問題に對し、忽ちにして百篇以上の應募者があらうとは、當初何人にも考へられなかつた異數の收穫であるのみならず、その中の數篇を除いては何れも二百枚乃至三百枚に餘る長篇の勞作であることを見るに及んで、吾等は先づ國民の教育尊重心が如何に熾烈であり、而してその改造を切望する者の如何に多大であるかを、第一に感應せずにはゐられなかつたのである。元來が他の懸賞ものとは全然類を異にする此の質實なる事業である、たとひ或る種の企てに千篇乃至萬篇の應募者あるを奇とせざる吾等でさへ、此の眞剣なる教育改造論に對しては果して何程の理解者あるかを、その當初に在つては懸念せざるを得なかつたことを、ここに正直に告白して置く。

かくして吾等は、文教に對する國民の知識が、各方面に互り既に十二分に行きわたつてゐることを知り得たのである。我が社の計畫の成功を悦ぶよりは、教育に目ざめたる在野有識者の如何に多きかを實地に目撃し得たことを、或る意味に於て、百萬トンの海軍を捕獲したるよりも心強く感じたのである。

x x x

さて上述の懸賞論文が、如何なる過程を以て選表せられたかは、既に「國民新聞」紙上（昭和四年八月三日朝刊）に於て審かに之を報道せる通りであるが、當時審査の標準として我が社が取つた採擇方針は

- (一) 提供せる問題、即ち「教育改造」の名と實とに適合するや否やを見、その實質の豊かなるもの
- (二) 改造案の機構は應募者の隨意であるが、成るべくは現行制度の改革擴充を中心として、根本的且つ廣範圍に互る立案考察を缺如せざるもの
- (三) 單なる抽象的議論よりは、具體的記述に留意し、建設的なる教育國策としての價值を有するもの
- (四) 國家の財政、地方の經濟力、實際的の事情等を考慮に容れ、改造の主題を離れずして、しかも空想的又は破壊的ならざるもの
- (五) その他豫て發表せる社告の趣旨を理解して、刻下各般の教育問題を如何に解決し、國民現實の要求を如何に採り入れつゝあるかを見わくること

(六)尙、比較参考の一要件としては、文章の優劣、記述方法の巧拙等、成るべく一般に效果的なるもの

此の趣旨に據り總數百三十二篇の論文中から一等及二等を厳選したのであるが、本書に收むるところは即ち其の一等當選論文の全文と、同一等の梗概とである。

しかし我が社の發想、我が社の目的は、當選論文を世に公にすることだけが全部ではなかつた。それは前に述べた通り、現制教育に對する國民大衆の意向——各方面の代表的知識として目さるべき應募者を通して——を明瞭に知悉せんことを、少くとも吾等としての一大要件なりと考へたのである。語を換へていふならば、この應募論文に表現されたる各種の意見及主張こそは、眞に偽りなき國民意思の發露であり、現制教育に對する國民の要求と輿論の中心を把握する上に於て、これに優る資料無しと吾等は確信したのである。そして事實に於て應募論文に表現された各方面多數者の意見は、文政上極めて重要な結果を示したばかりでなく、現制教育方針の轉換、又は其の根本的建て直しを如何に熱心に待望しつゝあるかを、最も雄辯に立證したのである。

言ふまでもなく我が社の計畫は、絶対に政府其の他の何ものとも關係を有せず、隨つて何等官權の干渉を受くる虞れもなければ、自由なる意見の發表を差控へねばならぬ事情を附帶してゐないのである。それだけに從來の官設調査會の如く、その委員の多くが在官者であつたり、或は直接又は間接に政府の監督を受けねばならぬ性質のものではないので、何人も自己の所信を提唱することに寸毫の遠慮を要せず、最も大膽率直に、その徹底的意見を開陳し得る自由を與へられてゐる。しかのみならず其の應募者は、教育を職業とし、或は教育の名に衣食する間接の利害關係者などよりも、虚心坦懷何ものにも囚はれず、一身一家の地位と生計とを超越して、公正無私、純眞なる所見を吐露し得る有識者の多くを含んでゐたのである。吾等は此の一點のみにも、今回の應募論文に示されたる改造案が、如何に有意義であり、そこに無量の興味と教訓の湛へられてゐることを、見忘れてはならないと信ずる。

第三章 改造の指標明示さる

然らば一百三十有二篇の論文に依つて提示されたる國民有識者の代表的意見の内容は如何なるものであつたか。

それは各論文の機構が、悉く自由なる立場から自由に考案された關係上、形式にも實質にも全然一樣一律には規制し得ざる内容を持つて居り、その或るものは専ら小學及中等教育の改善のみに主力を注ぎ、又或るものは修身科、國語問題等に考察の大部分を費したやうな極端な例もあり、更に中には教育の根本義について哲學的批判を試み、或は論文の大半を諸外國の事例に割ける等——勿論是等の論文は寧ろ百三十二篇中異例に屬するが——その題材も、その範圍も、その取扱ひ方も、いはゆる千差萬別であつたのである。故に最初より記載項目を局限せるセンサスや、お役所式の統計とは趣を異にし、現制教育に對する應募者の主張を簡明に摘出するといふことは、なかく容易の業でなく、中には可否何れとも判明せざる一種の折衷的意見も少くはなかつた。

しかしながら吾等の要望は決して空しくはなかつた。苟くも教育改造の指標を見失はざる限り、個々の主張がどうあらうとも、久しく悩まされたる幾多の教育問題に對して、各方面の希望、批判及解決案の提擧さるべきことは、極めて至當の事實であり、之を觀察の外に置いては實際に改造論の成り立たう道理がないからである。そこで我が社は、多大の勞苦を厭はず百三十二篇の論文を一々綿密に調査して、現に朝野の論議に上りつゝある各般の問題につき、下記の數字を得るに至つたのである。而して此の統計的收穫こそは實に、各審査員の非常なる努力を煩はせる當選論文の鑑別と共に、我が社が現制教育に對する輿論の大勢、民意の反映として、最も重大なる具體的證據たるを聲明するに躊躇せざる活きたる事實であるのである。(以下表出せる數字は、應募論文の全部につき其の主張の明白なるもののみを計算收束せるものである)

第一 義務教育年限問題に就いて

- (一) 現行六ケ年制維持論……………二二
- (二) 七ケ年制に延長せよと主張するもの……………五
- (三) 八ケ年制延長論……………六五
- (四) 九ケ年制延長論……………二

現制六ヶ年維持論者は、殆ど其の全部が義務教育の年限延長に先んじて學校の内容を改善し、教員の學識及素質を、より適良ならしむるを急務とする意見に歸着する。

第二 中學校年限問題に就いて

- (一) 二學年制を主張するもの……………二
- (二) 三學年制案……………八
- (三) 四學年制案……………一九
- (四) 五學年制案……………二〇
- (五) 六學年制案(高等科を含む)……………六
- (六) 七學年制案(同上)……………五
- (七) 八學年制案(同上)……………一

二學年制及三學年制の主張者は概ね義務教育八ヶ年終了後、即ち八年制小學校卒業後に於いて、中學校に入學せしむるを可とする發案であるが、五學年制主張者の多くは之に異なりて、現制の如く小學六年より中學校に連絡せしむるを適當とする案である。但し四學年

制主張者の意見中には、その入學期を小學六年終了に採るものと、同八年終了後に接続せしむるものとの兩種相半ばし、此の間論旨の明瞭を缺くものも見受けられた。

尙、六學年制乃至八學年制の主張者中には(A)現制高等小學校を擴張して中學校に包括せしめる案と(B)現行七年制高等學校と同種類の提案とを含んでゐる。而して前記A案に據れば、現制高等小學校は自然廢止となり、之に代つて中學校の増設普及を必要とするこゝとなり、又B案に従ふときは、現時の中學校をして總て七ヶ年制高等學校と同様たらしむる結果に立至ることを豫想せしめる。兩案共に地方教育費の膨脹を避け得ざるは言ふまでもなく。

第三 中學校改革問題に就いて

- (一) 現行制度維持論……………無し
- (二) 二種中學制贊成論……………九
- (三) 各種中學並立論……………一六
- (四) 中學校及實業學校共通制度論……………二〇

(五)實科中學設立論……………三
 (六)夜間中學校公認論……………二八
 (七)中學校廢止論……………六

現時の學制問題は、殆ど現制中學校の改善を目標として論議せらるゝ觀を呈し、隨つて之に關する主張は多種多様である。但し現制維持を可とする論者が、百三十二篇を通じて一篇も見當らざることは、文政當局を始め一般教育家の特に省慮を要するところと思ふ。次に田中内閣が文政審議會に提案せる二種中學制案——高級學年より二種の學級を設け、その第一種には實科を授け、第二種には上級學校入學志望者を集める案——については上表第二項に示す如く、九篇の賛成論を見出し得たるのみ、他は此の問題に關する限り何れも反對意見を表示してゐる。

又第三項に擧げたる各種中學並立論は、現制の如き劃一主義を廢止し、地方事情又は設立者の自由意思に依り、學科の編成其の他に於いて個々特色ある中學校たらしむべしとの意見を提唱するもの多きと共に、分科中學及下級専門學校案の主張を含んでゐる。

第四項の中學校及實業學校共通制度案は、この兩教育機關を合せて共に中等學校令に一括

し、總て同一の資格、同一の取扱ひを爲すべしとの趣旨に立脚し、且つその多くは前記第三項の各種中學並立論と同じ人々に依つて主張されてゐる。

尙ほ實科中學校設立論及夜間中學校公認論は、こゝに改めて註解を必要としないであらうが、第七項の中學校廢止論に至つては畢竟現制中學校の如き教育機關を無用とし、之を實業學校に改造するか、又は七年制高等學校等に變換せよとの見解に出てゐる。隨つて上表第一項に示す如く、現制維持賛成論の皆無なると對照して、今日の中學校が如何に國民有識者に懐焉の念を懐かしめつゝあるかを、最も明白に看取し得る。

第四 小學校より中學校への聯絡問題に就いて

(一)小學校第五學年より中學校に聯絡すべしとの案……………一九
 (二)同六學年よりすべしとの案……………三
 (三)同七學年よりすべしとの案……………一一
 (四)同八學年よりすべしとの案……………一一

小學校八學年より中學校に聯絡すべしとする論者は、主として國民教育の均齊と平等化及

學校系統の單純化を前提としての立案である。

第五 現制高等學校問題に就いて

- (一) 現狀維持論……………九
- (二) 大學豫科制復活論……………七
- (三) 全廢論……………三三
- (四) 二ヶ年制に短縮する論……………四
- (五) 六ヶ年制改造論……………一

本表に指示するところは、専ら三學年制高等學校に關する問題であるが、第一項の現狀維持論と第二項の舊制復活論に就いては何等説明を要せぬとして、第三項の全廢論中には、中學校と大學との中間機關たる高等學校の如きは、特に現制の如く學制系統の一重要單位たらしむる必要なく、宜しく之を中學又は大學の何れかに包括せしめ、出來得る限り大學卒業期を速め、學生の修學年限を短縮すると同時に、現に専門教育機關の缺乏に苦難を感じつゝある際、既設高等學校の經費と設備を利用し、之を改造して單科大學又は實業専門學校たらしむ

るを適切妥當なりとする主張が極めて多きを占めてゐる。但し第五項に擧げたる六ヶ年制改造論は、高等小學校より直ちに高等學校に聯絡せしむべしとの主張に出發するのであつて、一種の中學校無用論である。

第六 府縣立師範學校に就いて

- (一) 現制維持論……………一
- (二) 全廢論及現制第一部廢止論……………三九
- (三) 五學年制度案……………八
- (四) 六學年制度案……………四
- (五) 七學年制度案……………一

本問題に關して寧ろ豫想外ともいふべき多數を示せる見解は、上表の如く現制公立師範學校を全廢するか、又は現制第一部を廢止して第二部のみを存置し、之に改善を加ふべしとの主張であつた。徹底的全廢論と第一部廢止論との間には、その意見に廣狹の差異はあるが、兩者共に中等學校卒業生を今後の教員として養成するを可とする點に於いて、全然共

通の着想より成る立案と認め得る。

第七 高等師範學校問題に就いて

- (一)全廢論又は大學案……………二八
- (二)三學年制高等師範論……………一
- (三)同四學年制論……………四
- (四)同五學年制論……………一
- (五)同六學年制論……………一

第一項中には名實共に現制高等師範を廢止して、大學及専門學校卒業者を中等教員に養成採用すべしと主張するもの其の多數を占めてゐるが、同時に獨立せる師範大學制を提唱し、若しくは之を現行大學令の一分科たらしむべしとの發案も、此の中に含まれてゐる。しかし、其のいづれも現制高等師範を以て今後の中等教員養成に適せずとする根本的見解に於いては全然一致してゐるのみならず、それが上表に示す通り實に壓倒的多數意見となつてゐるのである——假りに此の多數論に傾聴するとすれば、既に陞格せる文理科大學は何等

かの形に於いて其の存在を承認せらるべしとするも、從來の高等師範制は官私立共に當然廢止せらるべきこととなる。故に全廢案及大學案の兩者は、表面上別種の主張であるやうに見えるけれども、本質的には同一の觀點に立脚しつゝ、たゞその表現方法を異にするに過ぎないのであつて、現制高等師範の存続を可とする意見の餘りに寡かつたことは、寧ろ意外である。

第八 大學年限問題に就いて

- (一)三學年制案……………一一
- (二)四學年制案……………一一
- (三)五學年制案……………一一
- (四)七學年制案……………一
- (五)無制限案……………一

第三項及第四項中の多くは、大學豫科を併合通算しての立案である。尙、醫學部及醫科大學に關しては、各項共に何れも二ヶ年の年限延長を認めてゐる。

第九 高等女學校年限問題に就いて

- (一)三學年制案……………八
- (二)四學年制案……………一一
- (三)五學年制案……………一〇
- (四)六學年制案……………三
- (五)七學年制案……………一

專攻科及高等科は右各案中に含まず。

第一項三學年制を主張するものは概して、高等小學校卒業者又は今後八ヶ年制義務教育終了者を收容する教育機關としての立案である。

第一〇 女子高等教育機關に就いて

- (一)新設擴張を必要とするもの……………三三
- (二)之を不必要とするもの……………一

第一項の主張者は殆どその全部を擧げて、女子の爲に國家が官立大學及專門高等教育機關を整備し、男子のそれと同等同格ならしむべしとの意見を力説してゐる。

第一一 女子高等教育令に就いて

- (一)男女共通制を可とするもの……………二九
- (二)前項を否とするもの……………一

第一項の論者は其の中教育たると、將た高等專門教育たるとを問はず、例へば小學校令に於けるが如く、男女共通の制度を布き、女子なるが故に特に學科を低級ならしむるが如き性的差別主義を不合理とする議論が多い。

但し男女共學問題に關しては、その大部分が中等教育時代に於いての性別を主張してゐる。しかし大學及專門學校時代に在つては共學も不可なしとする意見が少くない。

第一二 入學試験制度に就いて

- (一)内申制度を主張するもの……………三

- (二) 口答口問制度案……………○
 - (三) 心理考査案……………一
 - (四) 抽籤制度案……………一
 - (五) 學區制度案……………二
 - (六) 學科筆答試驗制度案……………一三
- 前記各項以外、學科筆答試驗を主とし、内申制又は心理考査等の如きは、各學校それ／＼に於いて各々適當と認むる方法を參考として採用すれば足るとの主張が、殆ど本問題を取扱へる應募論文の全部に共通する絶對的多數意見となつてゐる。
- 尙、昭和三年の改正に係る新制度(いはゆる内申を主とし、口問口答を行ふ方法)に對して無條件的贊意を表明せるものは僅かに二篇に止まり、これを以て不可又は不備とする反對論者が七十餘篇の多きに上つてゐることは、一部小學校長等の主張如何に拘はらず、文政當局を始め教育に留意する人々の深き考慮を必要とする事實であらねばならぬ。

上記各種の統計事項以外、尙幾多の問題あれども、煩を避ける。因みに上記統計の各數字は、

x x x x x

百三十二篇の應募論文を精査した結果であるから、各問題に對する主張及提案者の何人であるかは、我が社の調査に於いて判明してゐるけれども、是れ亦列記の要なしと認め省略する。

第四章 共通せる改造根本策

前章に掲げたる各種の統計は、一見して甚だ無味乾燥なるが如きも、仔細に點檢するならば、そこに國民輿論の大勢が歴然として現はれ、我が國の教育を如何に改造すべきかにつき、極めて有力なる指標の揭示されつゝあることが、何人の眼にもはつきりと映するであらう。

或は限られたる一百三十二篇の論文のみに依りて民意の傾向を判斷するを不當、又は輕率なりと言ふものがあるかも知れない。或は又、門外漢の素人論の如きは何等敬重に値ひせずとして、之を蔑視するやうな態度を取るものも無いとはいへない。併しながら苟くも國民生活の基礎工事ともいふべき教育改造問題に關し、その抱懷を論述するだけの用意と信念とを所有する人々である限り、それが教育に無關心なる俗見者流にあらざるは言を俟たないのみならず、五十回以上の長論文を起稿し得るだけの智見と才能との持主は、決して時代の趨勢と國民生活の要求に盲目なる衆愚の間に見出ださるべき筈がない。別言すれば、此の嚴肅なる教育問題に對して堂々たる大論文を提供するほどの人々は、たしかに國家の人材であると共に、有識階級の代表的選良たる資格を持つものである。この意味に於いて吾々は、情實、請託、その他不分明

なるさまざまの運動を加味して選出せらるゝかに受取られつゝある代議士などよりも、將た又自己の地位と利害とに囚はれて健全なる良心の發動を礙げられ、或は學問其の他の關係により冷靜なる理智の働きを自ら麻痺せしめつゝあるが如き一部教育家の言論などよりも、純真なる國民識者の正直なる主張を今回の應募論文に認識せずにはゐられないのである。

かくして表現せられたる有識者の意向は、果してどうであつたか。それは前章の數字に依つて一目瞭然殆ど確定的に指示されてゐる通り、現行制度の大部分に對し痛烈なる不信任、もしくは不満足を訴ふると同時に、最も切實に其の根本的革新を促してゐるのである。試みにその主な要目を學ぐるならば、第一は義務教育の年限延長を必要とすることであり、第二は中學校と實業學校とを共通制度の下に包括し、且つ各學校毎に個々特色ある組織機構を發揮せしむると同時に、夜間中學制を公認することである。第三は現制高等學校の廢止、第四は師範制度の撤廢、第五は女子高等教育機關の擴張、等々々、いづれも絶對的優勢の主張要求となつてゐる。聰明なる讀者は、この顯著なる事實を一瞥するのみにても、わが國民が現制教育に對し、如何なる改革を求めてゐるかを直覺し得るに相違なからう。之に反して從來の文部當局や、文政審議會の委員達は、果して能くこの國民的意向を理解してゐるであらうか。また今日の教育家

及教育團體が、頻りに師範學校や中學校五年級問題などに論議を戦はしてゐることに、果して幾許の價值があるであらうか。之を大觀して、殆ど國民の實際的要望と没交渉なる枝葉末節の爲に、極めて因循姑息なる小事小計に煩悶してゐるかの感なきを得ぬではないか。吾々はたゞ此の一事を知り得たことのみでも、公正にして自由なる我が社の募集論文が、わが教育界に提示せる結果の、斷じて輕視すべからざるを信じて疑はない。

同時に吾々が今回の應募論文を通讀して、そこに見遁すことの出来なかつた具體的事實の二三を列記すれば

- (1) 現行學制の如き複雑多邊なる系統序列を整理し、出來得る限り之を單純化すること。
- (2) 小學、中學、女學、實業、專門學校及大學等のいづれを問はず、現時の如き形式的劃一主義を打破して地方事情及設立者の希望に依り學科の構成、教授法の運用、校務の管理等に可及的自由裁量を許し教育の實際化を計ると同時に、各學校それ／＼の特殊性を具備せしむべく、而して文部省としては單に大體の標準を定め、煩瑣なる官僚的規定を押し付けざること。
- (3) 學校卒業者に對する各種の形式的特權を整理し、成るべく之を縮少又は廢止すると同時に、官公衛其の他に於いて學歷本位の採用方針を拋棄し、有能者をして凡ての場合に機會均等の

權利と資格とを得しむること。

- (4) 小學、中學等をして上級學校の豫備教育機關たらしむるが如き宿弊を根本的に一掃すること。

- (5) 補習學校を改善して青年教育及成人教育機關を整備し、陸軍の青年訓練を其の一科として併合すること。

- (6) 國費及地方財政の許すかぎり各種教育機關を擴充又は新設し、學生生徒の收容力を増加すること。これが爲には出來得る限り陸海軍費を縮少し、之に依つて節減し得たる財源を教育費に轉換すると同時に、既設の各學校を開放し、時間の許すかぎり二部制乃至三部制等を採用するは勿論、廣く其の校舍及設備を民間教育家の利用に提供すること。

- (7) 小學より大學卒業期に至るまでの修學年限を短縮すること。但し一身を學術の研鑽にさゝげて其の蘊奥を究めんとする純専門學徒の爲には、更に大學院を改善して各々の志業に精進せしめる。

- (8) 國力涵養、國富増進のため、從來の如き法律萬能主義の制度及法科偏重主義の教育機關を成るべく減少し、教育の實務化、職業化、及勤勞主義化を計ること。

以上の各項は、全應募論文を通じて少くとも其の八割乃至九割を占むる重要な論點となつてゐるのであつて、之に對する反對意見の如きは寧ろ特殊なる除外例と看做すも不可なきほどであつた。

こゝに吾々は些かの懸値なく最も正直に言明し得る。上來學示せる各般の代表的意見は、吾等自らに於いて何等の私意若しくは感情を加へずして、極めて嚴正に檢出したる結果であり、それは現代國民の輿望として、之に優る雄辯なし、といふことを。随つて若し、此の事實をしも閉却し、或は此の切實なる一般的要求を無視するが如き教育行政家乃至教育家ありとせば、そは時代の盲目者として、國民の呪咀を買ふものであらねばならない。

第五章 左傾學徒問題

以上に於いて吾々は、現制教育に對する我が社の調査内容の概略を記述したが、而かも全論文を通讀して深く印象づけられたる感想は、固より決して上記に止まらない。中には刻下の教育問題として重要性を有するものも少くないから、この機會を利用して、その大要を廣く世に紹介して置きたいと思ふ。

第一は、近年世の注目を惹きつゝある左傾學徒の問題である。吾々は本問題に對して各方面の識者が如何なる見解を有するかを知るべく、實は多大の興味を懸けてゐたのであるが、應募論文の總てを閲覽して、此の種の現象を危惧する論者の案外にも甚だ少かつたことを、寧ろ心強く感じたのである。現に樞密院、貴族院其の他の老政治家間に憂慮措く能はざる過激思想が、未だ頭腦の固まらざる青年學生の集團たる各學校を搖籃として、社會科學の研究とか、經濟組織の合理化などに名を藉りて益々流行し、遂に我が國體觀念を毀傷するに至らずやとの懸念は、夙に何人の胸にも思ひ浮んだ問題であるが、而かも之に對する多數應募者の意見は極めて樂觀的であり、過度に神經を尖らすが如き議論が頗る稀れ——僅かに四五篇——であつて、大部分

は悉く我が國民精神の堅實性を疑はず、寧ろ自由なる研究を奨励し、思想を以て思想を克服するを妥當とするの見解を取つてゐるのである。

勿論、教育の理想や其の指導精神について精細なる論究を試みた論文は決して僅少ではなく、中には制度論よりも此の方面の論明を主としたものもあり、そして其の一半は大に國粹主義を高唱し、之を以て倫理修身の基調たらしむべきを切言してゐるが、他の一半は新カント派、ナトルプなどの學說を祖述し、思想問題と政治問題との混同を避け、若しくは之を超越する純理論に觀察の焦點を置くを必要とした。随つて彼の田中内閣に依つて企てられた警察式學生思想取締制度に對しても、それに贊意を表したものは、百三十二篇中僅かに三篇を見出し得たるに過ぎず、該問題を取扱へる他の絶對多數意見は、何れも之を時代錯誤の施設として反對せるのみならず、却つて有害なる刺戟と反抗的氣勢を助長する惧れあるが故に、速に該制度を撤廢すべしと主張してゐるのである。

かくの如く左傾學徒問題に對する多數者の意見は極めて平靜であり、人文の進歩と智見の開發に依る自由主義的教育方針を支持する議論が優勢を占めつゝあることは、わが朝野人士の大なる参考に値ひする事實と思ふ。田中内閣に代れる民政黨内閣が、今後も尙前者の方針を踏襲

するか、將た之を改廢するかは、吾々の未だ窺ひ知るところでないが、單に學生の思想取締の爲に多大の國費を投じ、主事其の他の人員を増加して警察眼を鋭くさせるやうなことは、假りにそれが彈壓的政治の復興でないとしても、尙切に考慮の餘地あるべきを思はず居れない。傳へらるゝところに據れば、我が教員間にも近年社會主義的思想が沈潜的に蔓延しつゝあることであるが、わが社の計畫に對して共產露國式、又はそれに類似の教育革命論を寄稿したものは僅かに三篇に過ぎなかつた。吾々は此の一事に照らしても、過度の杞憂に陥つて徒らに人心を刺戟し、無用の衝動を與ふることの輕々に贊同し難きを附言せざるを得ない。

第六章 所謂内申制に就いて

第二は、昨今又も世論の喧しき内申制の可否問題である。

いはゆる内申制なるものは、さきに田中内閣時代、試験地獄を匡救する爲に發案實施されたものであるが、その利害得失に關しては當初から非常に疑問視せられた。しかし上級學校に入學せんとする兒童が、苛烈なる準備教育に惱まされ、是れが爲に健康を害するやうの事實稀ならざるを見ては、其の結果如何に拘はらず、當局の指令に隨つて全國的に之を施行する外はなかつたのである。

然るにその實績は、未だ二ヶ年の經驗に過ぎざるに、早くも幾多の弊害を發見し、非難の聲は四方より高く叫び出された。現に大阪府に於ては内申制に伴ふ情實の暴露に依り、一度に百數十名の小學校長及教員が、處罰されるといふ醜態を見せつけられたのである（昭和四年十月）而かも此の種の例は各府縣各都鄙を通じて決して異數の事實にあらざるべきを推測せしめた。

之を本社の調査に徴するに、上に掲げたる統計に明かなる如く、應募論文の全體を見渡して、

いはゆる内申本位の入學志願者選抜法に賛成せるものは僅に三篇に止まるのみならず、同時に施行せられたる口問口答制を支持するものは、百三十二篇を通じてたゞの一篇も無かつたのである。この外、抽籤制、學區制、及メンタルテスト制の如きも一二の少數者を除き之を妥當とするものなく、單一選抜法としては矢張り従前の筆答試験制を公正とする論者が比較多數を占めたのである。但し大部分の意見としては、學科筆答試験を主とすると同時に、各學校當事者の所見に依り、之を必要と認むる限度に於いて内申又は心性考査を参考するが宜いとの主張に、衆議一致の觀を呈してゐるのである。

遡つて既往の事實を顧みるに、學科筆答試験制は入學志願者の選抜上動かすべからざる多年の慣習となつてゐたが、その中には祕密又は非公式的に内申制を併用し、或は之を參考的に採用してゐた中學及女學校が各地に見受けられたのである。それは概して官公立又は著名なる私立學校など、入學志願者の多數なる場合に行はれ、その方法も學校から學校への照會とか、出身學校長の推薦とか、父兄又は保證人の身元及財産調査とか、いろ／＼の手段が講ぜられた。故に参考程度に於いての内申制は、以前から一部の學校間に行はれてゐるのであつて、必ずしも新奇のものとはいへない。そして實際は此の参考程度に於ける内申制ですら、往々情弊に墮ち

易き傾向を示し、志願者それ自らの能力よりは父兄又は保證人の地位資産等に依り、不正なる選抜を敢てしたやうな實例も屢々漏聞した——甚だしきは父兄の職業とか、電話の有無とか、戸籍上の關係などに依り採否を決定した場合も珍らしくはない——即ちいはゆる内申制の可否如何は今更の問題ではなく、實際は夙に世に定論ある一種の窮策もしくは奇策として評價されてゐたのである。

田中内閣の文政當局者が、準備教育の苦惱を取り除かうとした善意の着想は、固より之を諒とすべきである。併しながら準備教育の廢止と試験地獄の匡救とは、全然別種の性質を有する。如何に準備教育を廢止しても、學校の收容力を増加せざる限り、毫末も可憐なる兒童の精神的重荷を輕減するものでもなければ、入學の可能率を高め得る便法ともならない。然るに此の兩者を混同して、内申制の實施に依り宛も試験地獄を匡救し得るが如く想像したことは、初めからお門違ひの見解であり、一部の宣傳に欺かれたことになる。論より證據、從來の準備教育を廢した代りに、愚にもつかぬ謎々出版物が簇出し、各小學校に於いては常識以外の機智、頓智、禪的問答の練習が却つて流行し出したではないか。加之、内申の優良を求めんが爲に、小學生は早くも四學年頃より點取り競争を始め、或は受持教員に對して裏面の運動を試むるが

如き弊風をも助長したではないか。

今や濱口内閣の文政當局が、内申本位の制度を改廢し、簡易なる筆答制を復活すると同時に、内申を參考とすべしと傳へらるゝは、全く我が社の募集論文に現はれたる多數意見と一致する。現當局が我が國民新聞の記事に留意し、曾て發表せる前掲の統計に依り、國民の要望と輿論の大勢を知りて此の改正を發想したるものなりや、又は偶然的に意見の一致を見たるものなりやは未だ之を確かめ得ざれど、少くとも吾等は、濱口内閣の文政當局が救ふべからざる内申制の缺陷を看破りて、改善に勇敢なりしことに敬意を表することを禁め得ない。

若しそれ一部の小學校長其の他の少數者が、田中内閣同様の宣傳用語を流布して専ら内申制を支持せんとしつゝあるが如きは、その身、教育の任に在りて未だ斯界の實情を解せざるか、又は自己の地位利害等に理性を晦まされて、内申制に伴ふ情弊を至便とするものではなからうか。言ふまでもなく吾々は、單なる一家言を吐露するのではなくして、上述の通り我が社の應募論文に表現されたる確實なる數字に基き、國民有識者の多數意見を取次ぎつゝあるのである。尙ほ一部の教育家中には、往々抽籤制を主張するものがあり、帝都に於ける或る團體の名に依りて文部當局に建議せる事實もあるやに聞いてゐるが、是れまた我が社の調査に明かなる如

く、實に各方面有識者の意向と輿論とを理解せざるの甚だしきものといはねばならない。苟くも教育の本旨を正當に認識するかぎり、富籤類似の方法に依りて、人の子の運命を定めんとするが如きは、賭博行爲の公認に異ならざる罪惡である。吾々はかくの如き奇怪なる發案が、我が教育家の口より唱へ出されたことを痛惜する。

第七章 學制系統の改革

第三は、學制系統改正に關する問題である。本問題こそは教育改造論の主題として、朝野を通じ多年あらゆる方面に論議されつゝある所であつて、政友會、民政黨方面からも既に或る程度の方案が持ち出されて居り、殊に政友會に在つては今後之を重要な一政綱として提唱すべきやに推せられてゐる。我が社の募集論文も無論、此の問題を中心として取扱はれてゐるから、我が社に於いては之に關する各般の調査検討を遂げ、其の統計的數字を前に掲げたやうな次第であるが、更に其の後に於いて吾々の視界に入り來つたものは、昭和四年十月二十六日より開かれた全國中學校長協會作製の改正案である。

それは、從來各種の教育團體に依つて發表された學制改革案よりも、比較的認識價值を有し、且つ幾多類似の考案を參酌攻究して最近に取纏められた關係からも、相當世の注意を惹くに足る成案である。参考のため其の要點を記載すれば、

(一)現在の大學は、職業教育と學術研究とを混同せる傾きあるを以て、之を改めて大學院となし、名實共に最高學府としての本領を發揮せしむると同時に、現在の專門學校及高等學

校を陞格せしめて各種の大學となし、主として職業教育を施す機關たらしめ、以て我が國現實の情勢に適應せしめること。

(二)前項の如く改められたる大學に於いては、從來の專門學校よりも其の程度を高め、學藝の理論及應用を教授し、卒業後直ちに實務に就くに便ならしめる。修業年限は醫科は五ヶ年、他は四ヶ年。

(三)中學校の修業年限を六ヶ年とし、之を尋常科、高等科各三ヶ年に分つこと。

(四)中學高等科に在りては文理科、商業科、農學科、工學科等のうち其の一科を置くこと。

(五)大學に入學せしむべきものは中學高等科の卒業者及之と同等の學力を有するもの。

(六)小學校は九ヶ年とし、その六年間を國民教育とし、後の三ヶ年に於いて補習教育又は簡易なる實業教育を施すこと。

(七)中學校の入學資格は、小學六年より聯絡のこと。

(八)現制中等程度の實業學校は、總て中學校となし、その高等科に於いて實業教育を施すこと。

(九)師範學校は中學尋常科三學年を終了せるもの、及小學教育九ヶ年を卒へたるものを收容

し、その修業年限を四ヶ年とする。但し更に一年又は二年の專攻科を置くことを得る。

(一〇)夜間中學校を設け、その修業年限を五年又は六年とする。

(一一)現在の高等女學校を改めて男子と同様、修業年限六ヶ年の女子中學校とし、尋常科及高等科各三ヶ年に分つこと。

(一二)修業年限三年乃至四年の女子大學を設けること。

以上の要目は、之を大體上より見て、さきに文部當局に依つて發案された中學、女學及師範學校改正案に比し、遙に進歩せる提案であり、我が社の應募論文に表示された國民有識者の主張と合致せる點が頗る多い。殊に現行學制の單純化と、實業教育化を始め、中學校と實業學校とを統一共通にすること、専門及高等學校を大學に改造陞格すること、純然たる學術研究の爲には大學院を設けること等、いづれも前述の多數意見と趣旨を同じうする發案である。

併しながら更に精しくいふならば、中學校長協會案の内容は、わが社の應募論文に於いて其の多數者より排除された點も少くない。二三の例を舉ぐれば、小學校を九ヶ年に延長すること、中學校を尋常、高等の兩科に分つべしといふ主張の如きは、いづれも國家の財政と地方經濟の實情に照らして、實行不可能と見らるゝのみならず、中學尋常科をして益々高等科の準備教育機

關たらしめ、更に大學の豫備門化せしむるに至るであらうとの意見が各方面から指摘されてゐる。若し同一中學校内に在りて尋常、高等の楷梯を置くとすれば、人間自然の情として、總ての生徒は悉く高等科への進學を希望するに相違なく、而して其の高等科を卒へたるものが更に競つて大學に進まんとするは必然的趨勢たらねばならない。その結果として大學の増設擴張を急務とするに至るであらうことは、火を睹るよりも明かである。現時六ヶ年の義務教育と五ヶ年の中學校に對してすら、經費の負擔に悩みつゝある地方經濟力を以てして、かくの如き急速なる教育機關の膨脹に堪ふるの至難なるは言ふまでもなく、又現在でも高等學校卒業生の大學收容難に苦しみつゝあるに拘はらず、尙その上にも大規模の新設擴張を必要とする學制を實施するとすれば、何よりも先づ其の財源を何處に求めるか。——察するに此の案は米國あたりの制度論にヒントを與へられたものであらうが、果して我が國刻下の實情に適するか否かは、更に大に考慮しなければならぬ。——これ思慮深き論者の吾々に提示せる見解である。

次に、中學校長協會案に従ふときは、小學及中學各六年の上に大學四年を加へる結果として、修業年限は合計十六ヶ年となり、何等現制と差異なき結果を呈し、社會現實の要求に係る年限の短縮とならない。また此の案に依る師範學校卒業生の學力を以てして、九ヶ年の小學校教育に

堪能なる有資格者たり得るやは、一層疑問といはねばならぬのであつて、實際、現制と比較して單に一ヶ年の學歴を増すに過ぎない。義務教育六年制の現在に在つてすら、師範卒業生の學力不十分が非難され、頻りに専門學校程度に高むべしとの叫びある折柄、かくの如き姑息の改革案に依つて、果して所要の目的を達成し得べきやは、大なる疑問と稱せざるを得ない。

更に此の案に於ける新中學校教員の資格は何うであるか。三ヶ年の高等科を有する中學校であつて見れば、現制高等師範卒業者の如きは固より其の任に堪へ得べくもなく、大學卒業者と雖も尙その能力の足らざるを免れぬであらう。若し中學終了後僅に四ヶ年程度の大學教育を受けたことを條件として、直ちに高等科に教鞭を執り得るものとすれば、それは餘りに安價なる有資格者と評されねばならない。少數の英才は別として、多數の大學卒業者が如何なる程度のものであるかは、現在の中等教諭を見ても大概想像されることである。畢竟、中學校長協會案なるものは、現に中等教員の職に在る人々の勢力擴張策として極めて好都合なる發案と認めらるゝ以外、未だ國民の實生活に適切なるものとは稱し難い。

總じて専門的教育方面の人々は、何等財政の實情を顧慮することなくして、立言論斷するの傾向を免れないのみならず、歴代文部當局の如きも矢張り、居常各學校長、其の他狭き範圍の

教育家と接觸する關係上、一種の理想論や枝葉の技術論に引摺られる弊なしとしない。學校の設備、學級の編成、學科の配合等に關して杓子定規の規則を設け、殆ど自由裁量の餘地なからしめるやうな状態に導いたことは、其の一證に外ならない。眞純なる理想論は頗る結構であるが、社會現實の事情と要求とに立脚せざる限り、それは畢竟一片の空想たるに止まる。吾々は今回の應募論文に依り、寧ろ教育専門家以外の人々から多くの暗示と教訓とを得たことに感謝の意を表すると共に、成るべく廣く之を其の道の人士に紹介するの義務を感じるのである。

第八章 教員の待遇問題

第四は、教員の待遇に關する問題である。これについて最近特に吾々の眼に映じた一事實は、二十有餘の教育團體が濱口内閣の官吏減俸案に刺戟されて、遽に教員の給料問題を表面に持ち出し、就中、初任給の引下げと平均額の低下に猛烈な反對を決議し發表したことである。我が社の論文募集はそれ以前の事であつた爲に、直接此の種の問題を取扱つたものはないが、しかし教員の待遇に關する各種の意見は應募論文中、相當多數に論議されてゐる。

之を略説するならば、小學校教員にせよ、中等教員にせよ、その物質的待遇即ち給料の薄く低いことを切言し、更に大に優遇の必要あるを提唱せるもの十中の九に上り、たゞ自己の郷里に教鞭を執りつゝあるもの、又は神官僧侶等の職を兼帶し居るものに限り、極めて幸運なる境遇に在るを指摘してゐる。故に教員及教諭の俸給平均額を高むべしとの主張は、各方面有識者の輿論と認め得られるが、師範卒業者の初任給については多少之を減額するも不可なしとし、之に依つて節約し得たる額を故參者の増俸に充つべしとの主張に、多くの共鳴者を見出だしたのである。殊に官立高等師範卒業者に限り、初任給百圓を下るべからずとするが如きは、他の

専門學校、臨時教員養成所出身者等と比較して不當なるのみならず、大學卒業者との均衡を破り、且つ會社銀行等の初任級と對照するも妥當を缺くとの説が頗る優勢に見受けられた。是等の事實と主張とを今回の應募論文に依つて知悉せる吾々としては、最近各教育團體の決議に接して果してそれが誠實なる意思の表示であり、國民有識者の聲を代表しての要求なりや否やを疑はざるを得ないのである。

吾々の理解するところに據れば、我が國の小學及中等學校教職員にとりて、最緊最切の要望は、その初任級を支持することよりも、その昇級率を増し、最高額を大學及専門學校教授と同格たらしむるまでに押し上げるに在る、と推定し得るのである。小學教師なるが故に如何に有能でも終世薄給に甘んずべしとし、中等教員なるが故に如何に職務に勵精する有能者なりとも上級學校の教職員と同額の支給を受くべからずとするが如きは、その根本に於いて、教育の何ものたるかを解せざる僻見であり、過去の官僚政治に誤まれたる死的形式の禍ひに外ならない。大學教授必ずしも小學教員たるに適せず、専門學校教授また必ずしも中等教員としての優良者たるを得ない。故に純理的には出來得るかぎり平等にして輕重なからしむるを至當とする。現に歐米各國に於ける大學教授と小學の老先生との間には、日本の如き格段の差異あるを聞か

ないのであつて、たゞ其の資格を得る道程、即ち教養の年月に長短の差あるところから、その初任給には若干の厚薄を分つべしとしても、二十年三十年の經驗と熟練とを重ねて、尙甚だしく甲乙の隔てを越ゆべからずとなすが如きは不合理の極みである。

更に之を實際生活の上より觀るも、小學及中等教員の初任給が比較的に他に優れるに拘はらず、十年乃至二十年後に於ける實情はどうであるか。その昇給率の遅く且つ薄いことは改めて説明を加へるまでもない、既に家庭を持ち、數人の子女を教育しなければならぬ年齢に達した時、彼等は何なる實情の下に置かれてゐるか、我が教育界の大部分を占める小學及中等教員の痛切なる悩みは實に此の點に在るのである。故に吾々は初任給を更に低下しても、昇給率と最高額とは之を豊かにすることが、今日に於ける緊切妥當の要求であると考へる。こは吾々の一家言ではなくして、實にわが社に寄せられたる多數論文の主張を根據としての見解であることとを、茲に重ねて聲明する。

第九章 教育と宗教との關係

第五は、教育と宗教との關係問題である。百三十二篇の論文中、教育の理想を宗教に求め、これを以て徳育の徹底を期すべしと主張する論者が十數篇に上つてゐる。是等の論者は、我が國現時の教育が餘りに主知的であり、科學偏重の弊に流れ、形式功利の具と化しつゝあるを憐らずとし、之を宗教的情操の枯渴、もしくは人生に對する理想の缺乏に原因すと做してゐる。随つて正純なる宗教の眞髓を教育に取り容れ、これを以て修身の基本的要素たらしむべきを提唱してゐるのであつて、その論旨は固より善美と稱し得る。

併しながら前者と異なる立場から、教育と宗教との混同を忌避する反對論者は、前者よりも遙に多い。就中、教育上の實際問題として考察するとき、如何なる手段方法に依つて宗教を教育に取り容れるかを危ぶむものが大部分を占めてゐる。例へば僧侶又は宣教師等を各學校に聘用して修身倫理を擔任せしめるか、又は宗教の理想を今日の教員に講習せしめて、之を一般生活に傳授せしめることとするか、其の實施方法について大なる疑問があるに拘はらず、之に對して明快なる具體的説明を與へたものは、不幸にして遂に一篇をも見出だし得なかつたことを遺憾とする。

殊に是等の論者は、其の二三を除く外、概ね既成宗教を排斥し、現時の僧侶及宣教師等に對して此の重任の託すべからざるを説いてゐる。然らば如何にして宗教と教育との調和を實際化するか。如何にして宗教的理想、宗教的情操に豊かなる人格者を教員たらしめ得るか。それが頗る至難の業であるばかりでなく、宗教の眞髓を多數教育家に理解せしめることさへが、實は容易の沙汰ではない。若し既成宗教徒の中から優良なる人材を選ぶとしたならば、その結果は必ずや教育の神道化、佛教化、又は基督化を免れ得ないのみならず、事實に於いては教育機關の社寺化、教會化等を見るべく、やがては國民の負擔より成る官公立學校をして眞宗の小學校、日蓮宗の中學校、天理教の女學校、金光教の實業學校、メソヂストの教育機關等と化せしむるであらうことは必然であらねばならない。

元來、宗教の理想にせよ、精神にせよ、一かどの専門家でない限り、なか／＼に識得されるものではない。殊に總ての既成宗教を離れて、如何なる宗派にも教團にも囚はれざる純正無色の眞髓だけを教育に取り容れるといふが如きは、益々難事中の難事といはねばならない。下は小學校より上は大學に至る各學校の全部に對し、どうしてかくの如き純正無色の理想的宗教家

を配置し得られようか、又俸給其の他の經費を何處から持ち出して來るのか。問題は決して簡単に片づけられない。

加之、世の宗教々育論者は、歐洲各國に於けるいはゆる「クルツール・キャンプ」の歴史にどれだけの注意を拂つてゐるであらうか。彼等各國民は教育と寺院又は教會との分離を實現するが爲に、如何に久しく慘澹たる犠牲を拂ひ、如何に恐るべき苦難を経験したことか。而してその慘澹たる犠牲と恐るべき苦難とを忍んで、ドイツもフランスもイタリーも其の他の各國も、宗教と教育との關係を切り離し、古き色彩を拭ひ去ることに必死となり、漸くその弊害を減少し得たのである。吾々は決して宗教の理想を排除するものではない。單に教育家とは限らず、一切の人間に對して宗教的精神、宗教的情操の涵養を希望して已まないものであるが、しかも之を教育に取り込まうとするに方つては、何よりも先づ其の具體的方法を研究し、實際的手段を如何にすべきかを冷靜に検討しなければならない。然るに宗教々育主義を主張する論者を通じて、この肝要なる手段方法を説明したものが一つも見當らない。具體的方案を伴はざる抽象論は如何に善美であつても、やはり思想の遊戯であり、實際的手段を示さざる主張は、幻影を追へる一片の架空案たるに過ぎないが。これ今回吾々の應募論文に現れたる少數論者、竝に

宗教々育主義者に對して、多數反對論者の主張を概説し、此の問題に興味を有する人々の参考に資する所以である。

第十章 運動競技の諸問題

最後に一言したいことは、學生生徒の運動競技に關する問題である。國民體育尊重論の旺盛なる今日に於いて、運動そのものに反對するが如き論者はさすがに殆ど之を見受けないが、これに關聯する各種の事柄については、種々の議論が應募論文の各篇を通じて相當に發見された。即ち

- (A) 對校競技問題
- (B) 選手制度問題
- (C) 應援團の問題
- (D) 經費の問題
- (E) 入場料の問題

これらの各問題に對しては、その可否利害に關し各々所見を異にし、一律には論結し得ないが、今比較多數と認めらるゝ主張を左に略述しよう。

先づ對校競技については、學生をして徒らに勝負に熱狂せしめ、感情を亢奮せしむるの恐れ

ありとして、之を行ふを非とする論者もあるが、それよりは寧ろ仕合數の過多を憂ひ、適度の調節を爲すべしとする意見が多きを占めてゐる——小學生の對校競技については極めて少數者以外、概して反對である——殊に野球戰の餘りに頻繁なるを指示し、相當の制限を定むべしとの主張が有力である。例へば六大學リーグ戰の如きも春秋二季各一回戰とするか、又は一年一度とし、其の他の試合數をも可及的減少して一ヶ月一回乃至二回程度とすると同時に、學生以外との競技を禁ずべしとの論者が多い。

選手制度については贊否相半ばし、殊に中等學校以外に於いては之を廢止すべしとの意見が強い。専門及高等學校以上に於いても、選手制に伴ふ各種の情弊少からず、中には入學の初めより選手を特別扱ひにし、その學業を疎かにするのみならず、往々選手爭奪の手段を弄し、宛も昔の諸大名が相撲取を抱へたやうな觀がある。故に選手制を承認する條件として、第一に年齢を制限し、第二に落第其の他の事情に依つて進級しなかつたものは競技出場を禁じ、第三に選手の學業につき嚴格なる監督を加へ、第四に土曜及日曜以外の競技を許さないこととする。そして能ふべくんば毎年選手を取換へしめ、以て彼等の職業化を防ぐと同時に、運動の普及を圖るべしと説いてゐる。

應援團の問題に關しては、現に各地の高等學校其他に於いて屢々廢止論が唱へられ、實際に廢止した所もあるが、學生それ自身の興味による任意の應援は、之を禁すべき理由も方法も在り得ない。たゞ學校又は委員等の名に依つて強制的に應援團を組織するといふやうなことは、斷じて宜しくないとする論者が少くない。勿論、節制ある應援團は、亂雜なる學生個々の聲援よりも規律的であるから、廢止するに及ばないといふ意見もあるが、全體としては贊成論よりも廢止論に傾いた者の方が優勢である。

次に經費の問題であるが、率直にいへば對校競技、選手制及應援團等の各問題は、すべて經費關係の爲に累せらるゝ事情を内面に包含してゐる。各學校に於いては校友會費又は運動費等の名目の下に、總ての學生から毎年五圓なり十圓なりを強制的に徴收してゐるが、その大半は競技及選手の運動用具に充當されつゝある。然るに選手以外の學生にとつては單に會費を負擔する以外、之に依つて何等の便宜も利益も受けず、殆んど没交渉の状態に置かれてゐるので、そこに種々の非難が起る。又明治神宮體育會參加問題の如きも、實際は矢張り經費の關係が地方當局の頭痛の種となつてゐるのである。而かも之を選手の立場からいへば、學校又は校友會から支給される經費は、ボール其他運動用具の補充にも不足するほどの少額に止まり、裝身具

及旅費などは自辨又は半自辨の例が多い。故に此の經費問題は何れの學校當局者に在つても痛く困苦の色があり、政府及地方教育費に依り、運動費を増加して學生生徒の負擔を減免するにあらざる限り、恐らくは之を解決し得ないであらう。最近濱口内閣は、昭和五年度豫算案中新たに十萬圓の體育獎勵費を計上したとのことであるが、かゝる少額を以てしては、各直轄學校が必要とする運動費の幾割にも足らざるべく、我が社の應募論文を通覽して吾々は此の方面の缺陷を訴ふる人々の意外に多數なるを知つたのである。

入場料問題に至つては主として東京地方——殊に六大學野球リーグ戰其他數箇の競技——に限れる特殊の事實であるが、しかし學生中心の競技に於いて入場料を徴收するを不穩當とする議論は、決して冷眼視すべからざるものがある。そは前項に述べたる經費の問題もあり、グラウンドの建設費を辨償する必要上からも已むを得ざる事情に促されてゐるのであるが、是等の點に關する多數論者の見解は下の如くである。即ち入場料の徴收は専ら場内整理に充當するを限度とすべく、隨つて最高五十錢以下二十錢程度を超えざらしむること。グラウンドの建設費及維持費を、學生競技の収入に依つて償ふが如きは、本來の趣旨に副はないから、神宮競技場及野球グラウンドに在つては、神宮體育會又は政府當局等に於いて適當の方法を講ずべく、又

吾々は之を機會として、我が教育界に於ける多年の懸案と、各種の重要問題とが、根本的に解決せられ、一日も速かに全國民の待ち設けつゝある教育改造の實を擧ぐるに至らんことを、翹望して已まないものである。——(昭和四年十二月十三日稿了)——

教育改造論終

教育改造論

定價金(壹圓八十錢)

昭和五年一月四日印刷
昭和五年一月七日發行

編者 國民新聞編輯局

代表者 細野繁勝

東京市京橋區加賀町一番地

發行所 株式會社 成社

代表者 布津純一

東京市牛込區早稻田鶴卷町百七番地

印刷所 康文社

東京市京橋區加賀町一番地

發行所

株式會社 成社

銀座(57)二・四九四・振替東京二・〇五五

不許複製

252
381

終